

大元方「家有帳」

今井典子

「家有帳」は宝永七(一七一〇)年から安永三(一七七四)年(三井家大元方の成立から安永持分け一件まで)にわたって、大元方が所有していたすべての不動産(家屋敷と新田)の沽券状記載事項の要点と、大元方で付けた評価額を記してある帳簿である。

ところで大元方の「金銀出入寄」は大元方の総勘定元帳といった性格の帳簿で(『三井事業史資料篇』解題八二三頁)、毎期作成される「金銀出入寄」の各勘定の期末残高が大元方勘定目録に転記されている。しかし安永三(一七七四)年までの大元方の勘定帳簿の体系に限つていえば「金銀出入寄」には不動産は記帳されていない。大元方勘定目録の不動産の数字は、「家有帳」における評価額の現在高が転記されている。これを大元方勘定目録の構成に

即していえば、大元方勘定目録は、(1)預り方・貸し方、(2)入方・払方、(3)元建指引の三つの部分から成っており、(1)は貸借対照表に、(2)は損益計算書に相当し、(3)は資本金の増減と三井各家への配分計算を示している(前掲書、大元方の決算帳簿の史料と解題参照)。「金銀出入寄」は大元方勘定目録の(1)・(2)に対応している。不動産は(3)に計上されており、その数字は「家有帳」から転記されているのである。「家有帳」は安永三(一七七四)年までの大元方の勘定帳簿の体系の中で、「金銀出入寄」とならぶ位置にもあるといえる。

従つて「家有帳」は大元方の不動産の台帳であると共に、元帳を兼ねた性格の帳簿であつて、大元方の土地所有の内容を具体的に知る上には勿論、不動産をめぐる同族や手代たちの関係や、また大元方の帳簿の体系を研究する上でも重要な史料である。

なお本稿で使用する史料は、特に断わらないかぎり三井文庫所蔵資料である。また本稿では三井各家の呼称は「三井事業史資料篇一」に従って使用した。各家の説明は同書の解題を参照されたい。

二

「家有帳」は六〇年以上も書き継いで使われ、またこの一冊で台帳と元帳とを兼ねているために、構成が一見複雑である。まず最初に全体の構成の説明をしておく。「家有帳」をはじめから順番に見ていくと、目次は別として、(A)江戸有家井沽券状写、(B)京伊勢有家の代付、(C)大坂有家の代付、(D)武番之口京有家沽券状之写、(E)武番之口大坂有家沽券状之写、(F)諸国入組、(G)京有家井沽券状之写、(H)大坂有家井沽券状之写、(I)伊勢、の九つの部分に区分できる。(D)・(E)はそれぞれ(G)・(H)の書き継ぎの紙がなくなつたために冊子の余白に設けられたもので、「家有帳」は(A)・(B)・(C)・(F)・(G)・(H)・(I)の七口座から成っているのである。

次に大元方勘定目録と「家有帳」の関係をみながら七口座の性格を考えてみよう。大元方勘定目録では不動産は宝永七(一七一〇)年から安永三(一七七四)年までは、末尾の「元建指引」の部分に計上され、江戸有家何ヶ所、大坂有家何ヶ所、京伊勢居宅并京店々下屋敷何ヶ所(正徳四年春以降)、河州新田(享保一八年秋以降)の、それぞれの価額が記されている。「家有帳」の(A)では江戸の家屋敷を一か所ごとに通し番号をつけて記帳し、移動があると合計現

在高を算出して何年春(又は秋)「勘定ニ入」としているが、その数字が大元方勘定目録の江戸有家の数字と一致している。(A)は江戸の家屋敷の一か所ごとの台帳であると共に、合計現在高をも算定しており、元帳を兼ねているのである。

「家有帳」の(H)は大坂の家屋敷について江戸とほぼ同様に記帳し、また現在高の合計も出してあり、その数字が大元方勘定目録の大坂有家の数字と一致している。しかし江戸とは異って享保一(一七二七)年秋から口座(C)が設けられ、享保一二年秋の時点での現有家屋敷の評価額を改めている。以後は移動があることに台帳である(H)へ記帳すると共に(C)へ転記し、(C)で現在高の合計を修正した上で大元方勘定目録へ計上することになる。享保一二年秋から台帳(H)と元帳(C)に分離することになったわけである。

「家有帳」の(F)・(G)・(I)は京都、松坂その他の家屋敷について江戸・大坂とほぼ同様に記帳してある。大元方勘定目録では京伊勢居宅并京店々下屋敷の計上は正徳四(一七一四)年春からはじまるが、その時の数字は(F)・(G)・(I)の家屋敷の一か所ごと(京都の居宅は一筆以上あっても一か所と数えている)に、「直打銀何貫」で正徳四年正月惣勘定ノ時」という注記が施されているものと合計に一致する。その後享保一二年までの間、(F)・(G)・(I)では家屋敷の増減が記されても、江戸・大坂とは異ってその都度合計の現在高を記帳してはいないが、大元方勘定目録における数字の動きとは照應している。享保一二(一七二七)年秋から大坂と同様に口座(B)が設けられ、(G)・(I)の現有家屋敷が新たな評価額を付けら

れて(B)に転記されている。(B)の家屋敷はこれ以前に譲渡によって消滅している。以後京・伊勢の家屋敷の移動は、台帳(G)・(I)へ記帳された上で元帳(B)へ転記されて、大元方勘定目録へ計上されることになるのである。

「家有帳」の七口座の性格を大元方勘定目録との関係を通して検討してきたが、それをふまえてさらに書出しの体裁や筆跡をも合わせてみると、宝永七(一七一〇)年正月(表紙では六年二月)に「家有帳」が最初に作成されたときは、(A)・(G)・(B)の三口座から成っていたと推定される。(E)・(I)はその後に、大元方勘定目録との関連からみて恐らく正徳四(一七一四)年正月に、書きはじめられたものと思われる。

「家有帳」の(A)・(G)・(I)は「沽券状之写」となっているが、(A)と(G)の家屋敷の沽券状を第1表と第2表に掲げたので参照されたい。(H)・(I)の家屋敷の沽券状は三井文庫に現存していない。

第1表の沽券状のうち、追七〇二(一七〇九番)の沽券状および紛失状は、幕府の御為替御用や上野御貸付金の家質のために差出してあったのが、明治二(一八六九)年に東京府常務局から返還された五九通を主とするもので、全部正文である。旧幕府引継書中の史料を出典とするものは、それぞれの町で作成した沽券状の控綴の内に残されていたもので、八〇七函の沽券帖類の中にある。他に三井文庫所蔵の写し二点を加えると、江戸の家屋敷の沽券状は、江戸期に処分したものや押領屋敷の分以外は、すべて揃うことになる。

大元方「家有帳」(今井)

第1表・第2表から、「家有帳」の記載と沽券状とはおおむね一致していることがわかる。一致しないものについてその理由を

究明することはその家屋敷の性格や入手事情などを明らかにすることにつながるのであろうが、ここでは「家有帳」には台帳として沽券状の要點を記してあることを確認するにとどめておく。

「家有帳」と大元方勘定目録および沽券状との関係をこれまでみてきたが、次に「家有帳」の内部で台帳と元帳との関係がどのようにになっているかをみておきたい。江戸の家屋敷は口座(A)が台帳と元帳とを兼ねているが、そこで評価額は沽券高そのままである。例外は享保三年の新金銀通用令に伴う切り下げで、享保四年(一七一九)年春に1番から49番まで四三か所(六か所は売却済)を一律五〇パーセントに切り下げ、次いで同六(一七二二)年春にはそれを修正して1番から47番を一律七五パーセントに、48・49番を五〇パーセントに切り下げている。その後入手した分はまた沽券高そのままを評価額としている。安永三(一七七四)年におこったいわゆる持分けに際して江戸の家屋敷は、改めて評価し直した上で分割される。安永持分けについては後に若干触れるが、「家有帳」には分割の結果が簡単に注記されているにすぎない。

「家有帳」には分割の役割りも終焉したのである。
大坂の家屋敷は台帳(H)と元帳(O)に記帳されている。(H)では最初は沽券高そのままを計算しているが、享保四(一七一九)年に金は五〇パーセント、銀は二五パーセントに切り下げをしている。大元方勘定目録との照合によって、その後享保六(一七二二)年に再

度一律の修正をしていること、享保九（一七二四）年吳服店買足しの家屋敷は台帳通りの評価額であること、またその家屋敷は銀額は計上されているが一か所として数えられていないことがわかる。これらの点について(B)では不明確であり、元帳としては不備であるといえる。享保一二（一七二七）年の元帳(C)口座の開始に際して、現有家屋敷が評価し直されたことは前に述べたが、その後は延享元（一七四四）年玉水町家屋敷に二〇日の差のある一例を除けば、すべて(B)の額の通り(C)に転記されている。京町堀四町目築地面は額は算入されているが、一か所とは数えられない。安永持分けのとき大坂の家屋敷も評価し直された上で分割されるが、その点は後に述べる。

京・伊勢の家屋敷については前述のように(B)・(G)・(I)の三口座があり、享保一二（一七二七）年以後は元帳としての役割は(B)に集中されるのであるが、記帳の仕方には江戸・大坂と比べると多くの違いがある。台帳としてみれば(B)・(G)は(A)・(H)と基本的に違はないが、(I)は最初の三項はただ所在のみであり、四項目の山田下中江店も表口・裏行を記すにすぎない。元帳としてみれば、正徳四（一七一四）年正月に(B)・(G)・(I)のすべての家屋敷に評価額を付与したこと、またその評価額が沽券高と全く無関係で、そのほとんどが沽券高と比べると非常に高額であることは特異である。(B)・(G)・(I)においては家屋敷の合計現在高が記されておらず、享保一二年までは大元方勘定目録への計上の仕方は、新金銀引きかえに伴う一律切下げの問題もからんで、推測を重ねてもな

お不明瞭な部分が残らざるをえない。享保一二年秋に口座(B)が作られ、京・伊勢の現有家屋敷は評価し直される。その後は(G)は台帳通り、(I)は銀に換算して、(B)に転記されている。ただし、江戸・大坂と違う点として、京都には(C)に記帳されながら(B)に転記されない家屋敷があることが注目される。それらは居宅の隣屋敷または地尻である。それらは大元方勘定目録に計上されないのであるから、同苗の私的財産と見るべきものであろう。なお大坂にもあつたが、価額は記帳されても一か所とは数えられない場所もある。以上に指摘したような京・伊勢の家屋敷の記帳上の特異性は根本的には三井家におけるこれらの家屋敷のもつ歴史的機能特性に由来するものであり、またその特性を解明する手がかりとなるものである。

河州新田は菱屋岩之助差入れの質地が享保一七（一七三三）年九月に質流れになつたもので、同一六（一七三一）年九月に質地証文を銀三〇〇貫目に書きかえた（「新田流込証文」統一九六五／一）その額のまま「家有帳」の(B)に記帳されている。大元方勘定目録では家屋敷とは別の一項目として銀三〇〇貫目で計上されている。

「家有帳」の(A)・(B)の宝永七（一七一〇）年記帳分には宿賃と守名が載っている。宝永七年春秋の大元方勘定目録にある宿賃取立高と「家有帳」の宿賃とを比べてみると、大坂の方は銀六〇目替で計算すれば一致するが、江戸の場合は「家有帳」に出ている数字の方がずっと大きく、一致しない。「家有帳」の数字の典拠は今のところ未詳である。

三

さて「家有帳」では家屋敷の一か所ごとに名前人が記されている。第1表・第2表の沽券状と照合してみれば、原則として沽券状の名宛人と一致していることがわかる。名前人が沽券状の名宛人すなわち家持としての通常の権利義務をいかに履行したか、同苗・手代をふくめた三井家内部で家屋敷の名儀はいかなる意味をもつていたのかについてはここで立ち入る余裕はない。しかし名前人は誰かということと、「家有帳」への名前変更の記入の仕方についてはここでとりあげておきたい。

江戸の家屋敷の名前人の変更を知るために、沽券状の継書の他に次のような史料がある。享保一九(一七三四)年四月「江戸表願書之写」(別一七四三・六)の中にある家屋敷は、幕府の御為替御用引受けのための家質に差入れてある三六か所だけであるが、江戸の家屋敷四六か所の大半に当たる。元文二(一七三七)年九月「江戸抱屋敷代金附」(本一二〇八)と宝曆四(一七五四)年二月「江戸抱屋鋪御名前間敷沾券附」(続一五四七・三)は、それぞれの時点でのすべての家屋敷を書き上げてある。以下ではこれらの史料は番号のみ注記する場合があることをお断りしておきたい。

「家有帳」の(A)に記帳されている江戸の名前人で変更の書き込みのないものは、途中売却・譲渡された分を除いても四九例にのぼる。それらは右にあげた史料によって、安永以前には名前の変更のないことが確認できる。また変更のあったものも、ほとんど

は一度変わつてその後変化していない。

「家有帳」の(A)で名前人の変更の書き込みのあるのが一九例ある。4・7・25・28・30・31・33番は、享保二(一七一七)年四月に八郎右衛門(北家三代高房、初元之助、宝永六年一〇月三郎助、享保元年八月八郎右衛門)から三郎助(新町家二代高方)へ譲られたことが、沽券状の継書によって確認できる。27・38・40・46番は享保一九(一七三四)年以前に三郎助へ譲られている(別一七四三・六)。これらのうち4・7番は沽券状名宛人が八郎左衛門、八郎兵衛であるが、いずれも北家二代高平であって、「家有帳」へは長子の元之助(高房)の名で記帳されているのである。46番は沽券状名宛人が三郎助(高房)で継書も三郎助宛であるが、「家有帳」へは元之助(高房)名前で記帳されて、後に三郎助に改められている。8番は「家有帳」では八郎次郎から治郎右衛門に変わることになっているが、沽券状名宛人は八郎兵衛(高平)で、その奥に、享保一八(一七三三)年一二月付の名主・五人組から次郎右衛門(南家二代高博)に宛てた証文(八郎次郎からの譲替手続の終了を確認する旨)が貼り継がれている。宝永七(一七一〇)年以前に高平から八郎次郎(南家初代高久)へ譲られて「家有帳」に記帳され、その後に高博(次郎右衛門)へ譲られたのである。24番は元禄一(一六九八)年に幕府の御納戸御用をつとめる呉服師の一人として八郎右衛門(高平)名で受けたいわゆる拝領屋敷である。御納戸御用は高平の後高久(八郎次郎)に譲られたので、拝領屋敷も高久へ、次いでその子高博(享保二年四月次郎右衛門、寛保二年九月八郎次郎、

宝暦三年二月八郎兵衛へ譲られたものらしく、「家有帳」の名前の変更もそれを示しているものと思われる。37番は享保一九（一七三四）年には八郎右衛門名前である（別一七四三／六）。これは元之助（高房、沽券状名宛人）が、三郎助、八郎右衛門と改称してもそのまま持ち続けたものとみてよい。42番は享保一九年以前に三郎助に変わり（別一七四三／六）、43番は元文二（一七三七）年以前に遠山仲兵衛に変わっている（本一二〇八）。44番は沽券状裏書によれば、享保一（一七一七）年四月に宗田（新町家初代高治、享保元年八月まで八郎右衛門）から三郎助（高方）へ譲られている。48番は「家有帳」によれば八助（小野田家初代孝俊）が持っていたものを享保五（一七二〇）年宗岱（高平）が買って記帳したということである。元文二年にも八助名前であり（本一二〇八）、宝暦四（一七五四）年には元之助名前になっている（続一四五七／三）から、小野田家一代孝紀（享保六年七月八助、元文三年一二月元之助）に譲られたものであろう。沽券状名宛人の益田玄春は孝俊の実父である。57番については、宝暦四年に三木五兵衛から三井三郎助に宛てた沽券状があるから、「家有帳」の名前の変更はこの時のことである。これ以前元文四（一七三七）年から「家有帳」には記帳されているが、この家屋敷は「浅井文右衛門内証ニ而調置」いたもので、寛保元（一七四一）年二月の元方寄合で代金を大元方が出すことにして（寄会帳）二番、別二六五四）。三木五兵衛が名前になつている事情は不詳である。69番は沽券状名宛人は日野屋喜兵衛（家原家初代政俊）であるが、「家有帳」へは清蔵（二代政潤）名前で記帳している。

三井家では通称は各家の家系に伝わるのではなく、また一人が一代に何度も改称することが多い。すなわち江戸の家屋敷は血縁や擬制の親子間の相続によるものではなく、通称に付属して譲り伝えられるのが原則であったといえる。

江戸の家屋敷の名前人の、次郎右衛門・元之助・三郎助は、御金蔵銀御為替をはじめとする幕府の御為替御用の引受人であり、八郎右衛門は初期における御為替御用と御納戸御用の引受人であり、八郎右衛門は本店の店名前人である。脇田藤右衛門は江戸本店、遠山仲兵衛は江戸両替店、松野治郎兵衛は京両替店、岩堀嘉右衛門は江戸向店の、支配・名代クラスの手代である。

大坂の家屋敷の名前人の変更は、「家有帳」には書き込みがごく少ない。「家方要用留」（別一三四四／四）によれば安永三（一七七四）年以前だけでも第3表に示したような変更があり、変更の方も「家有帳」への書き込みの仕方も江戸とはちがっていることがわかる。この表でみると名前が比較的かわらないのは、高麗橋壹丁目南側と本郷町の本店のあるところが、最初もしくは早くから八郎右衛門（本店の店名前人）名前であるものだけである。また特定の家系との結びつきもあり顯者ではない。なお越後屋久右衛門は大坂本店名代福田久右衛門である。

京都の家屋敷を記帳した口座（）では、宝永七（一七二〇）年に記帳をはじめた時、同苗の居宅・下屋敷、店の順に記帳し、居宅・下屋敷で買入年次の異なる二筆以上の家屋敷があれば、それらは一緒にまとめている。筆跡からみて宝永七年の記帳は寺内通北猪

熊（上之店）のところまで、その次の、後に手代に譲渡した六ヶ所は、恐らく口座^(四)・^(五)と同様、多分正徳四（一七一四年正月に記帳されたものと思われる。その後は大元方が入手した順に記帳している。

最初の同苗の居宅からみて、宗室居屋敷は北家の居宅のことである。名前の八郎兵衛は北家二代高平（宗室）であり、理兵衛・儀右衛門・太郎右衛門は不詳である。この居宅の表には御用所（のち勘定場）があり、その中に大元方会所があった。庄之助居屋敷は中立売（伊皿子）家の居宅である。名前の八郎右衛門は伊皿子家初代高富、甚右衛門は不詳である。この居宅の中立売通に面した表には享保初年まで中立売店があったといわれている。八郎右衛門居屋敷は新町家の居宅である。名前の宗寿は北家初代高利、三郎助は新町家初代高治である。この家屋敷の新町通に面した部分が京両替店の店舗である。宗利居屋敷は竹屋町（室町）家の居宅である。名前の万之助は室町家二代高遠である。この居宅の表の方に京綿店（享保一四年閉店）があったといわれている。八郎次郎居屋敷は南家の居宅のことである。名前の八郎次郎は南家初代高久である。少し後れて享保二（一七一七）年四月に買入れた治郎右衛門居屋敷は出水（小石川）家の居宅である。名前の治郎右衛門は小石川家初代高春である。享保一九（一七三四）年二月買入の元之助居宅については、享保一九年当時の元之助は鳥坂家二代高豊で、この人は小野田家二代孝紀の実兄である。この家屋敷は後に孝紀の居宅となり、小野田家の通称小川家はこの地に由来し

ている。名前の日野屋治兵衛は家原家初代政俊である。元文元（一七三〇）年一月に記帳されている家原治兵衛居宅と云うのは、享保一五（一七三〇）年同苗の列に加えられた家原家のことで、沽券状を見ると家原家に古くから伝わった家屋敷である。このような同苗の居宅の主要な部分以外の買足し屋敷の名前には同苗以外の者もはいっているが、同苗の場合は一例を除いてすべてその居宅の家系の当主か隠居である。その一例とは享保一七（一七三二）年新町六角の買足しの名前人が三郎助（小石川家二代高副）となっている例であるが、この人は新町家の出身で、また三郎助は京両替店の店名前人である。

京都の家屋敷の名前には、手代、台所役人、家守などがなつてゐる例がかなりある。役職のわかるものを次にあげておこう。智恩院町下屋敷玉永二（一七〇五）年の小鷹権兵衛は家守である。木屋町下屋敷元禄九（一六九六）年の孫右衛門は、改め越後屋善吉が家守であるので、孫右衛門も家守であろう。一条油小路享保元（一七一六年）の儀右衛門は北家台所役人らしい。同所享保五（一七一六年）の越後屋万次郎は大元方後見の細田万次郎で、この人はは享保一四（一七二九）、一五（一七三〇）、一八（一七三三）年の高台寺門前下河原町・鷺尾町の名前人にもなつてゐる。なお下河原町下屋敷の名前人は、後に越後屋金右衛門、さらに越後屋仁右衛門に改まっているが、それぞれ、共に大元方役人の藤井金右衛門と熊谷仁右衛門である。享保五（一七三〇）年の室町竹屋町と衣櫛玉屋町の糸店買足し屋敷の名前人中村金介は糸店名代である。大宮糸屋

町屋敷享保一二(一七二七)年の越後や弥七は上之店名代の田宮弥七である。二条油小路享保一八(一七三三)年の越後屋忠右衛門は北家の台所役人らしい。同所同年の越後屋儀右衛門は大元方後見の森田儀右衛門である。この人は二条矢幡町寛保二(一七四二)年の名前人にもなっている。新町六角享保一七(一七三一)年の越後屋市兵衛は京両替店支配の五十川市兵衛である。西洞院竹屋町寛保二年の越後屋市郎右衛門は間之町店後見の川辺市郎右衛門であり、改め越後屋長右衛門は大元方後見の魚住長右衛門である。二条油小路宝暦一〇(一七六〇)年の川勝忠右衛門は大元方役人退役者である。西洞院讚州寺町宝暦一三(一七六三)年の松野次郎兵衛は京両替店の名代である。名前人である手代や家守から名前預り証文をとることは大元方の「寄会帳」にみえ、証文も若干残つてゐる。

京都の家屋敷の名前人の変更については「家有帳」の書き込みはごく少ない。江戸・大坂にあるような家屋敷を一覧できる書き上げの類ではなく、また町宛に差出した譲状の控も安永以前のはあまり残っていない。家屋敷は江戸や大坂とはちがって各家で相続された可能性が強いが、その点を現存史料によって確認することはあまり容易ではないことを付け加えておく。

四

「家有帳」は六〇年以上にわたって大元方の不動産の台帳兼元帳であり、安永持分け一件で不動産の評価も所属も変ってしまつ

たためにその役割りを終えることになったものであるから、不動産に関する色々の変更事項も書き込まれており、また照合の付箋や貼紙が付けられたりもしている。それらは大元方の不動産に関する個々の史料となるものであり、また「家有帳」の使われ方に関わるものでもあるので、複刻に当つてはそれらを生かすことにした。書き込みや付箋のうち、ここでその性格を説明しておく必要のあるものとして、(1)宝暦四(一七五四)年二月「江戸抱屋鋪御名前間数沽券附」(統一五四七八三)との照合、(2)安永持分けの際の所属の変更、(3)安永三(一七七四)年一〇月「惣同苗取為替証文」(統一六四二一)、およびそれとセットになる「伊勢方本証文」(統一六〇八八一六)との照合、がある。

(1)は口座(A)に江戸書抜云々という付箋・貼紙のついているものである。この史料は江戸両替店が作成して京都の大元方に送つたもので、大元方の江戸の家屋敷を名前人ごとのグループに分け、家屋敷の一か所ごとに、所在、表・裏行の間数、沽券高、入手年月と前所有者、家守、名主、家質差入の御為替の種類を書き上げてある。この史料を作成した目的やその材料となつた書類については不詳であるが大元方ではこの史料を「家有帳」と照合して双方に貼紙や付箋をつけて、異同の確認や数字の集計などを書き込んでいる。なお宝暦四(一七五四)年九月には大坂の家屋敷についても書上げが作成されている「大坂有家之扣」(統一八四八一)。

因みに大元方の江戸の家屋敷の管理は享保八(一七三三)年四月に大元方の「家方」役の廃止に伴つて江戸両替店に移された。享

保一二(一七二七)年四月に家屋敷を元方直請八か所と両替店請三五か所に分けることになった。管理はどちらも江戸両替店が行なうのであるが、前者は宿貢から入用を差引いた純益を、後者は宿貢のうちの定額を、江戸両替店が大元方に納めるのである。この他24番坂本町拝領屋敷は江戸両替店が管理し、純益を江戸本店を通じて勘定場に納めていた。享保一二(一七二六)年四月当時には50番まで四か所の家屋敷があり(六か所は売却済)、元方直請八か所とは

1・2・18・22・23・32・44番で、これらと24番以外が両替店請三五か所である。八か所と三五か所はどちらもその後増加し、また相互に若干の入れ替えもあって、安永三(一七七四)年までには元方直請二六か所、両替店請四〇か所となっていた(主として「永要録」一番・本二一〇六、「三井事業史資料篇一」所収史料²⁴による)。

(2)、(3)は安永持分け一件に関するもので、あわせて説明する。

安永三年の持分けに際して、京・伊勢の家屋敷は一括して大元方にして、京の家屋敷で安永三(一七七四)年に存在した大八か所のうち、一つ書きの左側に注記のないのが四〇か所ある。そのうち24番は坂本町拝領屋敷、67番は益田助右衛門(親戚)から入ったもので、いわゆる「益田印」として区別されているものである。それ以外の三八か所に57・73番を加えたのが、いわゆる両替店請四〇か所である。「元方」の注記があるものは持分け以前のいわゆる元方直請の意味で、持分け後の大元方持、両替店持、伊勢方持の別を、「〇」「●」「いせ方」によって示している。個々には第1表の注記を参照されたい。また2・18・32・60・62・65・70番についている付箋は「惣同苗取為替証文」の両替店持との照合を示している。

大坂の家屋敷は持分けのとき、大元方、両替店、伊勢方に分割された。尼崎町屋敷だけは本店系の長井伝蔵(高隣)に所属し、安永七(一七七八)年売却するまで大元方勘定目録に計上されている。 「惣同苗取為替証文」の段階で両替店持は、高麗橋三丁目、平野町・江戸堀麹町・同浜屋敷・斎藤町・梶木町・河州新田であ

大元方「家有帳」(今井)

川家)、伊勢方(松坂家、鳥居坂家、小野田家)に分割した。両替店請四〇か所は一括して両替店に、元方直請二六か所のうち八か所が両替店に、一二か所が伊勢方に所属することになった。また54番は西洞院(新町家三代高隣、親分)に所属して、高隣の歿後安永八(一七七九)年春入元方持になった。64番は大元方と伊勢方の間で所属の決定がおくれ、安永六(一七七七)年春以降大元方持に固定された。

「家有帳」の口座(A)の江戸の家屋敷で安永三(一七七四)年に存在した大八か所のうち、一つ書きの左側に注記のないのが四〇か所ある。そのうち24番は坂本町拝領屋敷、67番は益田助右衛門(親戚)から入ったもので、いわゆる「益田印」として区別されているものである。それ以外の三八か所に57・73番を加えたのが、いわゆる両替店請四〇か所である。「元方」の注記があるものは持分け以前のいわゆる元方直請の意味で、持分け後の大元方持、両替店持、伊勢方持の別を、「〇」「●」「いせ方」によって示している。個々には第1表の注記を参照されたい。また2・18・32・60・62・65・70番についている付箋は「惣同苗取為替証文」

る。伊勢方持は、高麗橋毫丁目北側・玉水町・京町堀四丁目・同浜屋敷（築地面）・備後町である。大元方持は高麗橋毫丁目南側（本店のある場所で、持分けに際して三か所と数え方をかえていいる）である。新軒町は安永六年春に大元方持になっている。「家有帳」の大坂の家屋敷に付いている付箋は、「惣同苗取為替証文」、「伊勢方本証文」の両替店持、伊勢方持と照合しているものである。

持分けに際して江戸・大坂の家屋敷の評価額は、概略的にいえば次のように改められた。江戸の両替店請四〇か所は、「売券高」

の合計を銀六〇日替にした三、三九三貫九〇〇日と評価されている。持分け以前のような享保の新金銀通用令の前後で区別するやり方や、全く新しい直段を付けることはしていない。江戸の二六か所は一か所ごとに「踏直段」をついている。大坂の家屋敷も一か所ごとに「踏直段」をつけているが、高麗橋毫丁目南側・同北側・江戸堀・尼崎町以外は「家有帳」の沽券高のままである。このとき付けられた評価額は寛政九年の店々の「一致」のときの資産の計算においても踏襲された。

「家有帳」の京と大坂の口座には安永三（一七七四）年以後の家屋敷の移動に関する書き込みや貼紙記載が若干ある。「金銀出入寄」や大元方勘定目録と照合してみると、京・伊勢の家屋敷の天明二（一七八二）年までの移動は「家有帳」に一応記録があることがわかる。しかし台帳に記帳した上で元帳へ転記し、そこで現在高を修正するという記帳の定型はくずれている。京と大坂で文政、

天保期の記事が二、三あるが、不動産の移動の一部しか記録されていない。「家有帳」は安永三年の持分けで本来の役割りを終えたのである。

なお、大元方勘定目録では不動産は安永四（一七七五）年以降「貸方」に計上されるようになつた。「金銀出入寄」でも「貸方」に不動産が計上されており、安永三（一七七四）年以前どちらが、「金銀出入寄」だけで大元方の総勘定元帳としての性格をもつようになったのである。

五

さて「家有帳」に載っているのは、安永以前の大元方の家屋敷と新田である。三井家所有の不動産としてはこの他に両替店の店持抱屋敷をふくめて考えなければならない。両替店の店持抱屋敷は基本的には両替店の家質貸の抵当が流れこんだものと考えられ、そのうちの多く一部は大元方持に切り替えられることがあるが、大部分は両替店がやがて処分するまで一定期間店持になつていたものである。店持抱屋敷の所有の状況は家質金融や家屋敷の売買状況の動向などとも関連する大きな問題であるのでここで立ち入ることはせず、おおよその見当をつけるための数字を第4表に示しておく。安永以前は史料が少ないので、史料の揃いはじめる天明期の数字をも加えておいた。京両替店の店持抱屋敷は江戸にあり、江戸・大坂両替店のはそれぞれ江戸・大坂にある。

「家有帳」は家屋敷の管理のためのきわめて重要な帳簿である。

大元方「家有帳」（今井）

第4表 両替店の店持抱屋敷

京両替店	安永元年秋 天明7年秋	一 3	— 2,150両	勘定目録 続4891 目録留 本1763
江戸両替店	宝暦6年秋 明和3年春	一 2	— 2,745両 21匁	勘定目録（紙背文書） ”
	天明7年秋	13	18,381両2歩 58匁15	江戸店目録留 本1778
	享保13年秋 宝暦13年秋 天明7年秋	2 1 10	77,650目 72,000目 794,700目	目録帳 本1748 ” 本1751 大福帳 続 893
大坂両替店	享保13年秋 宝暦13年秋 天明7年秋	2 1 10	77,650目 72,000目 794,700目	目録帳 本1748 ” 本1751 大福帳 続 893

注) 宝暦6年、明和3年の江戸両替店勘定目録については、本号史料紹介「三井江戸両替店史料補遺」
参照。

が、その他にも様々な目的に応じて家屋敷を書上げた史料が作られている。その種類は大きく分けて、家屋敷の時価（踏直段）を調べたもの、宿質や利廻りを調べたもの、御為替家質目録、絵図などである。それらのうちのいくつかは本稿すでに引用しているが、それらをふくめて安永以前に作成された分について最後にまとめておくことにする。

（江戸）

1 「此度店々江申渡覧」（三井文庫収蔵北三井家資料、北七、「三井事業史資料篇一」所収史料8）の「家方」の項では、宝永三（一七〇六年九月当時存在した江戸の家屋敷四四か所の一か所ごとに）ついて、沽券高、相場、管理上の心得などをあげ、その後に家方役人と家守すべてへの詳細な申渡しを載せている。

2 「家屋敷坪付宿質付」（続一五四七／二）は家屋敷三九か所の一か所ごとに、名前、家守、名主、所在、表と裏行の間数、坪数、用地（表、裏、土蔵、空地など）ごとの面積と坪当りの宿質、一か月と一か年の宿質、一か年入目、純益、利廻りをあげている。この史料に出ている三九か所とは、「家有帳」の1番から45番までの三八か所（売払分六か所と24番坂本町押領屋敷を除く）と48番本町三町目家屋敷で、48番は「家有帳」への記帳は享保五（一二〇〇）年であるが、沽券状継書によれば同苗小野田八助が、宝永七年に実父から譲り受けていたものである。この史料の作成年代は「午六月」となっているが、これは載っている家屋敷などから正徳三（一七一三）年と推定される。この年五月に、宝永五（一七

○八) 年頃から中絶していた御為替御用が再開され、六月には家質高を改めている〔御用留抜書〕本二〇五、「三井事業史資料篇」所収史料³⁴⁾。この史料もそのための資料の一つとして作成されたものと思われる。

3 享保九(一七二四)年三月「所々家沽券附并当前之壳券直段付」(統一五四七ノ一)は、江戸のすべての家屋敷四四か所の「一か所ごとに、壳券直段、その新金直段、「当前壳券小間ニ付」何両、および家屋敷全体での新金価格を示している。壳券の新金直段は元禄金以前の買入分もふくめて一律二分の一にしてある。大元方は享保三年の新金銀通用令に伴って享保四(一七一九)年春に家屋敷の評価額を幕府の換算率に従って、金建は二分の一、銀建は四分の一に切り下げ、その後享保六(一七二二)年春に金建は享保三(一七一八)年以前の四分の三への切り下げに修正し、銀建も切り下げる率を緩和したと推定される。「家有帳」や大元方勘定目録では一律の評価換えだけを行ないながら、一方でこの史料にみられるように、改鑄の影響をふくめた時価の一斉調査をしていることがわかる。

4 享保一一(一七二六)年一〇月「御為替家質目録」(別一七四三)
二一)

5 享保一一(一七二六)年一一月「御為替家質目録」(別一七四三)
二一)

6 享保一一(一七二七)年八月「御為替家質目録」(別一七四三)
四

7 「定式不時二条大津御為替家質書上扣」(別一七四三)
五

享保一一(一七二六)年に幕府の御為替御用引受けのための家質差出し手続きが変更されたことに伴って、一、一二年に家質を全部改めて差出した。当時の御為替御用の種類は、大坂御金蔵銀を送金する「大坂」あるいは「定式」と通称されるもの、不定期に命じられる「不時」あるいは「臨時」と通称されるもの、「二条・大津・藏米・払代銀を送金する「二条大津」と通称されるものがあり、延享二(一七四五)年からは「御門主様」あるいは「上野」と通称される上野御貸付金のための家質もある。

4・5・6共、御為替御用引受け三人から御金奉行四人へ宛てた家質目録の写しがある。4は四か所、5は一二か所の家屋敷の一所ごとに、所在、表・裏行の間数、代金、家質高、名前、名主を書き上げてあり、御為替の種類は書かれていないが、共に「大坂」の家質である。6は一〇か所について4・5と同様に記載してある。内九か所は「不時」、一か所は「大坂」の家質である。7は4・5・6のような文書の様式をとらない、家屋敷を書き上げただけのもので、年代の記載もない。家屋敷一六か所、九か所、一一か所計三六か所の「一か所ごとに、4・5・6とほぼ同様の事柄を記載してある。他の史料と比べてみると、一六か所と、九か所のうち一か所が「定式」、八か所が「不時」、一か所が「二条大津」である。享保一、二(一七二六、一七二七)年に差入れた家質はすべて載っているが、後出9の享保一九(一七三四)年の史料よりは古い。享保一二年頃作成されたものと推測される。

8 「抱屋鋪絵図」(統一五四六)は、江戸の抱屋敷四六か所の絵

大元方「家有帳」（今井）

図(平面図)で、軸物一本一組である。一本には駿河町北側拾間口以下二四か所、もう一本には小船町弐丁目六間三寸口以下二二か所が載っている。各卷首に目次のように所在と表口間数が書かれている他には記事はないが、収められている家屋敷の所在と数は享保一二(一七二七)年から同一四(一七二九)年当時のものである。享保一二年には前述のように家質改めや、また元方直請と両替店請の区別の開始などがあり、そのための関係資料の整備の一つとして作成されたものと思われる。

9 享保一九(一七三四)年四月「江戸表願書之写」(別一七四三)では、御為替御用引受人三人と同苗二人の連名で御金奉行四人に宛てた、同苗間の名前の譲替えに際しては家質証文の書替えをしないで済ませたいという願いの聞届けられた謝意を表し、家質に関する事柄を順守する旨の証文の写しだるが、その中には、「定式」一七か所、「不時」八か所、「二条大津」一一か所の家質家屋敷の一か所ごとに、所在、表・裏行の間数、家質高、名前が記されている。

10 元文二(一七三七)年九月「江戸抱屋敷代金附」(本一〇〇八)は、家屋敷四七か所の一か所ごとに、所在、表・裏行の間数、入手年月と前所有者、代金、名前を書き上げ、朱書で凡そ文金何両という注記をしてある。ここに出ている四七か所は「家有帳」の53番までの四六か所と56番で、56番は「家有帳」への記帳は元文三(一七三八)年一二月であるが、この史料によれば元文元(一七三六)年六月には家質流込みが済んでいたらしく、ここに加えられ

ているのである。元文改鑄の際には「家有帳」や大元方勘定目録では家屋敷の評価換算はしていないが、別個に時価を一斉調査していることがわかる。

11 「御為替家質扣」(統一〇五一)は、「大坂」の家質一七か所と、寛保元(一七四一)年、延享元(一七四四)年の増家質および「不時」の家質八か所について、一か所ごとに所在、間数、家質高等を示し、他に「大坂」の元文四(一七三九)年増家質高、「二条大津」の家質一か所の家質高をあげている。年号はなく「子七月」とあるが、収められている家屋敷からみて延享元年と推定される。延享元年三月に「大坂」の増家質を差出した際に大坂三井組が作成し保存した史料であろう。

12 「江戸抱屋敷明細書」(三井文庫収蔵永坂町三井家資料、鳥七一)は、家屋敷六四か所の一か所ごとに、名前、表・裏の坪当り宿質、所在、表・裏行の間数、沽券高、名主、家守、家質に差出されているものはその種類と家質高、を書き上げてある。収められている六四か所は、「家有帳」の1番から74番の内、処分済の七か所と69・70・71番を除いたものである。貼紙による訂正や書き込み、筆跡などからみて、最初は寛保元(一七四一)年頃に五六か所の書き上げが作られ、その後宝曆二(一七五二)年頃まで順次追加、訂正されていったものと推定される。この史料が島居坂(永坂町)家に伝わったことについては、小野田家二代孝紀(島居坂家初代高吉四男)が元之助名前で御為替御用を勤めた(元文三年～宝曆三年)ことが関係しているのではないかと思われる。

年月日	壳主	名宛人	備考	
{天和 3. 5.14 " "	六左衛門 孫三郎	三井治郎右衛門 三井次郎右衛門	向店	元
元禄 6. 6.27	伊藤平右衛門	"	中店(本店, 向店) 正徳2年壳払	両
{貞享 4. 10. 2 (元禄 4. 2.19	井関次郎左衛門 横田涼運	三井八郎左衛門 (ママ)三井八郎兵衛		40
元禄 3. 12. 2	森太郎右衛門	三井八郎兵衛	正徳2年壳払	40
" 4. 2.25	おかげ代源右衛門	"		"
" 4. 閏8.14	海老屋長左衛門	"		"
" 5. 4.29	鳥山助十郎	三井治郎右衛門		"
" 5. 5.28	三井三郎左衛門	三井次郎右衛門		"
" 5. 5.28	"	"		"
" 5. 10.11	小谷四郎兵衛	"		"
" 5. 12. 3	高石七郎右衛門	"	旧幕府引継書807/65	"
" 5. 12.14	伏見屋次郎右衛門	"		"
" 6. 4. 6	竹川彦兵衛	"	元禄14. 6. 26付紛失状	"
" 6. 6.19	松村彦九郎	"	旧幕府引継書807/132	"
" 7. 2. 2	二文字や理兵衛	越後屋藤右衛門		"
" 7. 6.13	江嶋屋用蔵	三井治郎右衛門	両替店	両
元禄 9. 12. 8	太田市祐	三井治郎右衛門	正徳元年壳払	40
" 10. 10.26	和泉屋新右衛門	(三井宗利)	旧幕府引継書807/110	"
元禄11. 2.21	人見正竹	三井治郎右衛門	享保5. 6. 27付紛失状 元文元年譲渡 本店	元
元禄13. 12. 4	三河屋五郎兵衛	三井元之助		勘
" 14. 2.20	伊勢屋嘉右衛門	三井三郎助		40
" 14. 4.16	伊勢屋理右衛門	三井元之助		"
" 14. 11. 6	鷺九右衛門	"		"
" 14. 11.17	増田善兵衛	三井治郎右衛門		"
" 16. 2.19	甚左衛門	三井元之助		"
" 16. 6. 4	奥住平七郎	"		"
" 17. 正.24	寺田庄三郎	三井次郎右衛門	一部向店	両
宝永元. 6.19	竹屋七右衛門	三井元之助		40
" 元. 7.21	長嶋屋左次兵衛	三井治郎右衛門		"
宝永元. 7.21	長嶋屋左次兵衛	三井治郎右衛門	正徳2年壳払	"
" 元. 10. 5	那波十右衛門	三井元之助		"
" 元. 11.24	藤方吉右衛門	"	享保11. 5. 13付紛失状	"

大元方「家有帳」(今井)

第1表 江戸の家屋敷の沽券状

	出 典	所 在	表 口	直 段
1	追 702/1	駿河町南側 駿河町南かわ東之角	面 尺 3—7 4間1小間	両 400 630
2	追 706/3	西紺屋町道寿屋鋪	13	2,300
3		小網町壱丁目南側		
4	追 703/1 (追 703/2)	本白銀町式町目南輪東角 本銀町式町目南側	15 5	2,200 500
5		神田佐柄木町		
6	追 706/1	南伝馬町式町目東輪北角	5—3	1,100
7	追 703/4	本銀町三丁目南ヶ輪東横町 木戸際	5	530
8	追 707/1	神田立大工町西側北角	4—3	625
9	追 704/1	下舟町式町目	6	1,700
10	追 703/8	本石町三丁目南側東角	10	1,600
11	追 704/3	瀬戸戸物町並伊勢町分北側	12	2,500
12	追 706/2	五郎兵衛町北輪	6—3	1,100
13	沽券帳	尾張町式丁目東側	8—3	1,100
14	追 704/4	本材木町四丁目北角	10	2,000
15	追 704/7	大伝馬町壱丁目南側西角	5	2,600
16	沽券状之写	八官町東側	9	1,100
17	追 703/7	本銀町四町目	5	550
18	追 702/2	駿河町北側	7—3	1,730
19		本舟八軒町		
20	壳券証文留	守山町北側西角	10	1,500
21	追 705/2	通壱町目東側南角	10	3,600
22		小名木川通猿江村		
23	追 702/3	駿河町北側東木戸際	10	{本湊町7間5尺口} 金 850両
24		坂本町壱丁目東角		
25	追 703/5	本銀町三丁目東角	10	2,400
26	追 707/4	橋本町壱丁目南側	9	500
27	追 707/3	神田須田町式丁目東側	6—3	1,000
28	追 704/6	本小田原町式丁目北側東角	5—3	900
29	追 707/5	神田連雀町東側	4—1	500
30	追 704/8	靈岸嶋長崎町式町目西側	6—3	300
31	追 709/1	浜松町壱丁目東側南角	12—3	1,250
32	追 702/9	室町式町目西側	5	1,200
33	追 704/9	大伝馬塙町東角	7—3	1,800
34	追 704/10	北新堀町	10	1,200
35		小網町三丁目		
36	追 708/1	深川北川町	14—1	600
37	追 704/11	本船町壱町目	8—5	5,000
38	追 705/3	日本橋南式丁目西側	10	2,300

年月日	壳主	名宛人	備考	
宝永 3. 2.27	松井因幡	三井元之助	正徳元年壳扱	40
寛保 3. 閏4.	泉屋三右衛門	三井三郎助	宝永7年壳扱	元
天明 2.12. 9	忠兵衛	三井元之助	振替入屋敷，向店	40
宝永 7. 2.23	中川三郎兵衛	越後屋八郎右衛門	本店	伊
" 6. 7.16	三文字屋与左衛門	三井治郎右衛門		40
正徳 4. 6.25	松屋加兵衛	三井三郎助	壱丁目店（続1546）	元
" 5. 6.19	藤井治郎兵衛	"		40
寛文 5. 3.13	田中弥次郎右衛門	益田玄春		"
享保 4. 12.	永井半弥	三井三郎助		"
" 7. 4.25	三宅太郎兵衛	三井元之助	糸店，向店	伊
" 12. 7.28	六兵衛	三井三郎助	一部両替店	40
" 10. 7.29	三浦屋庄左衛門	三井治郎右衛門		"
" 14. 5. 7	弥兵衛	三井元之助		"
元文 3.10.	安左衛門	松野治郎兵衛	写，芝口店	西
天明 3. 3. 7	嘉右衛門	元之助		40
元文 3. 12. 15	伊勢屋清吉	三井八郎右衛門	本店	伊
宝曆 4. 6.27	三木五兵衛	三井三郎助		40
元文 5. 11.27	安左衛門	三井八郎右衛門		伊
寛保 2. 10.	平松十右衛門	長井伝蔵	旧幕府引継書807/65	両
天明 3. 3. 7	忠兵衛	三井元之助		"
寛保元. 6.10	鼠屋藤助	遠山仲兵衛	旧幕府引継書807/74	伊
" 元. 8.21	藤左衛門	三井元之助		両
" 元. 8.29	藤右衛門	三井三郎助		40
天明 3. 3. 7	嘉右衛門	元之助		
寛保 3. 9.21	相模屋忠左衛門	三井八郎兵衛		両
延享 2. 2.21	佐渡屋やつ	三井八郎右衛門	本店	伊
" 2. 8	益田助右衛門	三井次郎右衛門		益
寛延 3. 5.25	綿屋作兵衛	三井元之助		伊
宝曆 4. 閏2.	伊勢屋庄兵衛	日野屋喜兵衛		"
享保16. 10.29	仁兵衛	三井治郎右衛門	写	両
延享 2. 7.	福田屋市郎兵衛	三井次郎右衛門		伊
寛延 2. 4. 5	伝兵衛	"		"
" 4. 8.21	野間屋甚四郎	"		40
宝曆 2. 2.21	十左衛門	"		伊
明和 4. 12.11	杉浦平右衛門	松野次郎兵衛		"

伊勢方持，勘勘定場持，西西洞院持，益「益田印」，典拠は本文中にあげた他に『江戸抱屋敷持

大元方「家有帳」(今井)

第1表つづき

	出 典	所 在	表 口	直 段
			間 尺	
39		本石町四丁目新道		
40	追 706/5	南横町壱丁目河岸西角	15—4	3,000
41		南八丁堀三丁目		
42	追 702/6	駿河町南側	5	800
43	追 707/7	神田黒門町南側	12—3	400
44	追 702/10	室町三丁目西側南角	6	2,550
45	追 705/1	高砂町南側河岸之角	20	1,500
46	追 703/10	本町壱町目北側	6	2,000
47	追 703/6	本銀町三丁目	5	400
48	追 703/11	本町三町目南かわ	5	760
49	追 707/6	神田三河町四町目東側	7	500
50	追 702/11	室町弐町目西側北角	7—3	1,400
51	追 702/4	駿河町南側	7—3	750
52	追 704/2	小舟町弐丁目	2—5	400
53	追 708/2	深川北河町	4	95
54	統1645/13	芝口壱町目西側北角	15	文金 3,250
55	追 705/9	樽柵町北側	8	900
56	追 702/5	駿河町北側	5	900
57	追 702/13	室町弐町目東側	6	1,350
58	追 705/4	箱崎町	28—6	12,000
59	沽 券 帳	尾張町弐丁目西側	6—3	1,100
60	追 706/9	常盤町壱丁目北側東角	6	1,000
61	沽券証文控	西紺屋町壱丁目	6	500
62	追 705/6	新和泉町北側	33—3	5,000
63	追 703/3	本銀町弐町目南側	5	500
64	追 705/10	樽柵町北側	3—4	450
65	追 705/7	青物町南側	15	3,800
66	追 702/12	室町三町目西側	4—3	2,700
67	追 703/12	本町四丁目南側	5	1,100
68	追 702/7	駿河町北側	6	1,420
69	本1588/4	本石町四町目北側	4	700
70	追 706/7	北紺屋町中通り	5	300
71	追 706/6	南鍛冶町壱丁目北側	4	450
72	追 708/3	深川佐賀町中之橋	13—3	3,000
73	追 705/8	南茅場町表通東角	15	3,900
74	追 707/2	神田堅大工町東側	4	270
75	追 709/2	芝口壱町目西側	4—5	800

- 注 1) 左端の番号は「家有帳」の番号である。
 2) 表口は京間表示で寸以下は切り捨て、田舎間表示は斜字体で示した。
 3) 備考欄の店舗名は(江戸抱屋敷絵図)文化4年 追697による。
 右端は持分けの際の所属を示す。元 大元方持、両 両替店持、40 両替店請40ヶ所、伊
 分党・安永7年3月 本1482/11などを参照した。

年月日	壳主	名宛人	備考
元禄 4. 11. 25 " 8. 29	銀座 太郎兵衛 {半右衛門} {善右衛門}	三井八郎兵衛 越後や八郎兵衛 越後屋理兵衛	
宝永元. 11. 17	喜左衛門後家ふう	越後屋儀右衛門	
元禄 9. 9. 晦 " 10. 10. 28	三宅次郎右衛門 "	三井八郎右衛門 "	
宝永 4. 9. 2	松田道寿後家宗照	越後屋甚右衛門	
貞享 3. 9. 2	松屋庄兵衛	三井宗寿	
宝永 6. 6. 21	升屋三右衛門	越後屋平助	振替証文 続1967/2
宝永元. 8. 29 " 12. 27	篠屋又左衛門 若狭屋次郎兵衛 神原永堅	三井三郎助 " 三井万之助	
" 5. 8. 11 " 5. 12. 23	池田屋湖春 白銀屋彦兵衛	" 大和屋とよ	越後屋八郎次郎
" 6. 4. 2	竹屋作兵衛	"	
元禄13. 12. 23 " 14. 7. 8	進自得 玉屋九郎左衛門	三井三郎助 "	
宝永 2. 2. 19	伊勢屋喜右衛門	和泉屋権兵衛	
元禄17. 3. 29 正徳元. 6. 11 " 6. 29	井筒屋十右衛門 丸屋作兵衛 久野重左衛門 香具屋市兵衛	越後屋八郎右衛門 越後屋惣助 越後屋八郎右衛門 "	

大元方「家有帳」(今井)

第2表 京の家屋敷の沽券状

出典	所 在	表口	軒役	直段
続 1629/2	油小路通二条下ル町西側	間尺 1—1		13,000
" /4	"	2		2,000
	"			
続 1629/13	二条通矢幡町南かわ	{2—3} {2—3}		5,800
" /14	矢幡町南側	2—3		700
	油小路二条下ル町西側			
続 1529/3-1	(記載ナシ)	12余		20,000
" /3-2	中立壳西洞院北東角	5		3,600
" /3-4	西洞院通中立壳上ル讃州寺町東側	5—1	1	5,000
殊 205	(記載ナシ)	8—2		11,000
続 1625/1-1	新町通六角町西側	6—1	2	250両
	六角通新町西江入南側			
続 1967/1	六角通西六角町南側	3—3	2	5,000
"	"	1—3	1	1,900
続 1523/3-2	油小路通大文字町西側	4—5	1	12,300
" /3-1	東堀川七町目	2—3	1	22,700
続 1534/1-1	油小路通二条下ル町西側	3	1	22,000
" /1-3	"	3	1	2,300
" /1-2	油小路二条下ル町西側	3	1	3,800
" /1-5	"	3	1	2,300
続 1524/9	稻荷町(八軒)	計29間		4,000. 36
続 1525/2-1	智恩院門前東古町	11		8,000
" /2-6	"	5		3,800
	稻荷町			
	東古町酒屋地尻			
	樵木町通三条上ル上大坂町			
	御室御門前			
	室町通冷泉町東側			
続 1529/1-1	室町通冷泉町西側	8—4	4	350両
" /1-2	"	3	1	40両
" /2-1	衣棚通立大恩寺南半町東側	3	1	7,000
" /2-2	"	3	1	7,000

年月日	売主	名宛人	備考
正徳 4. 5. 9	大文字屋次郎兵衛	越後屋三郎助	御用所南方買足し
" 5. 6. 22	藤屋小兵衛	"	北家居宅買足し
享保元. 8. 29	鎗屋喜左衛門	越後屋儀右衛門	"
" 2. 4. 14	綿屋作兵衛	三井次郎右衛門	
" 5. 正. 16	日野屋庄兵衛	三井治郎右衛門	出水家居宅買足し
" 5. 12. 3	妙 清	越後屋万次郎	北家居宅買足し
" 6. 4. 3	緒本吉左衛門	三井八郎右衛門	
享保 9. 6. 20	那波屋十右衛門	三井八郎右衛門	
" 5. 12. 5	三文字屋嘉兵衛	越後屋金助	} 糸店買足し
"	三文字屋加兵衛	"	
享保12. 7.	日野屋長左衛門	日野屋治兵衛	
享保15. 2. 9	越後屋幸助	越後屋治郎右衛門	南家居宅買足し
享保 9. 10. 晦	香具屋市兵衛	越後屋八郎右衛門	本店買足し
" 7. 10. 7	金屋勝右衛門	"	"
享保16. 7. 23	年寄鍵屋道慶	越後屋弥兵衛	新町家居宅買足し
享保19. 2. 5	松屋宗吉	日野屋治兵衛	

大元方「家有帳」(今井)

第2表つづき

出 典	所 在	表 口	軒役	直 段
	室町通竹屋町上ル 寺内通北猪熊 二条通室町東江入北側 室町薬師町東側 室町薬師町西側 六角通柳馬場東へ入北側 東六条上珠数屋町角屋敷 河原町蛸薬師下ル東側			少
続 1629/10	油小路通二条下ル町西側	2	1	3,000
〃 /12	堀川通二条下ル町東側	3	1	6,500
〃 /15	二条通矢幡町南側	2—3	1	1,800
続 1543/2-7	油小路通大黒屋町西側	9—3	1	56,000 新銀
〃 /2-8	"	3—7	1	" 1,250
続 1629/11	油小路通二条下ル町西側	2—3	1	" 1,100
新 816/4	西洞院通池須町東側 六角通西六角町南側	8—2	4	26,000
新 816/8	西洞院通池須町東側	4	2	5,000
続 1499/1-3	室町通竹屋町上ル町西側	4	2	3,200
〃 /1-6	衣棚通玉屋町東側 大宮通芝大宮町西側北角 上立壳通大宮西へ入硯屋町南側	4—5	2	新銀 2,300
続 1582/2-2	間之町通二条下ル西側 東洞院二条下ル東側	12—5 6—5		35,000
	高台寺門前下河原町			
続 1534/1-10	堀川通二条下ル町地尻 高台寺門前下河原町			1,000
続 1529/2-4	衣棚通堅大恩寺町南半町東側	4—1	1	7,000 新銀
〃 /2-3	"	7—5	3	13,000
	二条通油小路西入ル町南側 高台寺北門前鶯尾町北側西角 二条通油小路西入ル町			
続 1967/3-1	六角通西六角町南側	3—3	1	4,600
続 1530/2-1	中立壳通小川南東角屋敷	11—2	3	8,000

年月日	売主	宛人	備考
元和 7. 2.晦	次右衛門	家原次兵衛	
万治 2.10.22	玄節	家原立哲	
寛文 6. 9.25	笹や長兵衛	家原自仙	
享保17.正.12	年寄藤屋長兵衛	三井三郎助	新町家居宅買足し
"	"	越後屋市兵衛	"
寛保 2.12.24	松永昌助	越後や八郎次郎	南家居宅買足し
" 2. 6.24	吉野屋伊右衛門	越後屋儀右衛門	北家居宅買足し
享保19.12.21	北脇市兵衛	越後屋勘助	中立売家居宅買足し
享保 7. 6. 3	日野屋三郎助	三井宗八	出水家居宅買足し
寛延 3.11.25	里村紹甫	三井次郎右衛門	"
" 4. 4.21	近江屋六兵衛	"	"
" 4. 6. 1	笹屋善兵衛	"	"
宝暦 2.12.27	総屋吉左衛門	三井八郎次郎	南家居宅買足し
" 4. 6. 1	松永昌輔	三井八郎兵衛	"
" 4. 12.26	吉野屋与兵衛	"	"
宝暦10. 5. 8	日野屋五兵衛	越後屋忠右衛門	

大元方「家有帳」(今井)

第2表つづき

出 典	所 在	表 口	軒役	直 段
続 1543/1-3	西洞院通田中町西かわ	間 尺 3		1,350
" /1-5	"	7		丁銀 10,000
" /1-6	"	3		5,000
続 1967/4-1-1	新町通六角町西側	3—5	1	10,000
" /4-1-2	"	3—1	1	5,000
続 1534/11	堀川通二条下ル町地尻			3,000
	西洞院竹屋町上ル田中町西側			
続 1629/16	二条通矢幡町南側	3—4	1	10,000
続 1529/3-5	西洞院讃州寺町東側	10—1	2	6,000
続 1543/2-10	油小路通大黒屋町西側	5—3	2	新銀 3,000
" /3-1	下長者町通油小路西へ入紹巴町南側	4—1	1	5,000
" /3-4	" 地尻			3,000
" /2-11	油小路通出水上ル大黒屋町西側地尻			2,500
続 1534/1-13	堀川通二条下ル土橋町	4—4	1	7,000
" /1-19	堀川通二条下ル土橋丁	2	1	3,000
" /1-17	油小路通二条下ル丁西側地尻			150両
	小川二条上ル槌屋町西側			
続 1629/17	二条通矢幡町南側	2—8	1	2,500
	西洞院讃州院寺町東側			
	"			
	新町二条下ル町西側			
	東堀川通竹屋町上ル七町目			
	高台寺門下河原町東側			

注 1) 配列は「家有帳」の「京有家并沽券狀之写」に従った。

2) ここにあげた沽券狀はすべて正文である。

3) 表口は寸以下は切り捨て。

八郎右衛門高美(北四)	延享 5. 6.	八郎右衛門高弥(新三)
八郎右衛門高美	延享 5. 6.	八郎右衛門高弥
八郎右衛門高美	延享 5. 6.	八郎右衛門高弥
元文 4. 8. 改八郎兵衛(伊二)		改元八(伊二)
安永 2. 正. 助八高董(小四)		
改崇清(北三)	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
元文 4. 8. 改八郎兵衛		改元八
安永 2. 正. 助 八(小四高董)		
後久左衛門	宝曆 3. 8.	弟久右衛門
後丹蔵	明和 8. 2.	元之助(新四高典)
明和 5. 9. 改金蔵(新四)	明和 6. 8.	改元之助
宝曆 4. 9. 大和屋清蔵(家二政懲)		
宝曆 6. 7. 改勘右衛門	安永元. 12.	助八高董
安永 3. 2. 悅文兵衛改喜平次名前直持	安永 3. 6.	次郎右衛門高業(南四)
改崇清	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
改崇清	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
改崇清	寛延元. 11.	八郎右衛門高弥
改家原喜兵衛	宝曆 4. 9.	家原清蔵
寛延元. 11. 八郎右衛門高弥	明和 7. 正.	改八郎兵衛

に年次の記入のないものである。
家、 家原家 数字は代数

大元方「家有帳」（今井）

第3表 大坂の家屋敷の名前人の変遷

高麗橋壱丁目南側 表口 6間半 3尺	元禄 3. 8. 7 次郎右衛門（室初高伴）
高麗橋壱丁目南側 表口 2間 5尺	明和 7. 正. 八郎右衛門高登（伊三）
高麗橋壱丁目南側 表口 2間半 1尺 舟橋屋 木求	元禄 8. 3. 18 次郎右衛門
高麗橋壱丁目南側 表口 6間 1尺 大塚屋 木買	明和 7. 正. 八郎右衛門高登
本韋町 表口 2間	享保 9. 11. 15 八郎右衛門高房（北三）
高麗橋壱丁目北側 表口 6間半 1尺	明和 7. 正. 八郎右衛門高登
高麗橋壱丁目八百屋町角屋敷 表口 13間	享保 9. 12. 庄之助高勝（伊二）
高麗橋壱丁目北角屋敷 振替残表口4間半 振替入同所南側本店隣 表口 3間	宝曆 7. 5. 勘右衛門高長（小三）
玉水町式ヶ所	元禄 16. 3. 11 八郎右衛門（伊初高富）
京町堀四丁目	明和 7. 正. 八郎右衛門高登
備後町四丁目 表口 8間	正徳 4. 3. 庄之助高勝
高麗橋三町目 表口 9間半	宝曆 7. 5. 勘右衛門高長
江戸堀式丁目南側糀町式ヶ所統屋敷	元文 2. 12. 越後屋久右衛門
平野町壱丁目三ヶ所	明和 2. 桦九十郎
梶木町	宝曆 4. 源右衛門高典（新四）
斎藤町三ヶ所	延享元. 5. 大和屋喜兵衛（家初政俊）
	延享 4. 2. 次郎右衛門高長（小三）
	宝曆 11. 8. 田中喜平次名前直持
	宝永 3. 12. 9 八郎右衛門
	明和 7. 正. 改八郎兵衛（新三）
	享保 6. 5. 八郎右衛門
	明和 7. 正. 改八郎兵衛
	享保 13. 8. 八郎右衛門
	明和 7. 正. 改八郎兵衛
	享保 16. 8. 大和屋次兵衛（家初政俊）
	元文 2. 8. 21 崇 清

注 1) 出典「家方要用留」別 2244/4 謙督の順に左から右へ並べた。年次記載のないものは、原史料
2) () 内 北 北家、 伊 伊皿子家、 新 新町家、 室 室町家、 南 南家、 小 小石川

13 宝暦三(一七五三)年六月「家質添証文写」(続一七九〇)は、この時元之助名前が孝紀(小野田家二代)から高登(伊皿子家三代)へ譲替わったことにつき、同苗間の譲替であるので先例の通り家質証文の書き換えはしないという主旨で、様式は9と同一である。

その中に「定式」の家質三〇か所、「不時」八か所、「二条大津」一か所が書き上げられている。なお統一〇五／三に大坂両替店が所蔵していた写しがある。

14 宝暦四(一七五四)年一月「江戸抱屋鋪御名前間數沾券附」(続一五四七／三)については先にとりあげたが、この史料の江戸両替店での控が本一〇八七／一にある。

15 「御家質方覚」(続一八四五／一)は、家質に差入れてある江戸の家屋敷五七か所を名前人ごとのグループに分け、家屋敷の一か所ごとに、所在、間数、入手年月、前所有者、沾券高、御為替の種類、家質高、元方直請と両替店請の区別を書きあげてある。その他の記事、日付はないが、名前等から宝暦五(一七五五)年以後明和四(一七六七)年以前のものと推定される。宝暦一二(一七六二)年以後中絶していた大坂御為替が明和四年に再開されたことに伴つて作成されたのではないかと思う。

16 明和四(一七六七)年八月「抱屋鋪踏直段書抜」(別二三六五)は、江戸の家屋敷を元方直請二五か所と両替店請四〇か所に分け、一か所ごとに所在、間口間数、「踏直段」を書き上げ、また家質に入っているものには印をつけてある史料である。この史料も15同様、大坂御為替の再開にかかる書類作成の一部をなす

ものであろう。なお、一五か所の「踏直段」は安永持分けの際の踏直段(続二〇七八／五・六)と一致している。

17 安永元(一七七一)年七月「(差上申家質ヶ所添証文之事)」(追一五六三)は、次郎右衛門名前の譲替え(南家三代高邦から四代高業への届の写しで、9・13と同じ様式であり、「定式」三三か所、「不時」八か所、「二条大津」一か所が書き上げられている。

〈大坂〉

宝暦四(一七五四)年九月「大坂有家の扣」(続一八四八／一)は、所在、表口・裏行の間数、代銀、名前、家守を書き上げてある。大坂家方(大元方持の大坂の家屋敷を管理する大坂両替店の一部課)が作成して大元方に提出したものである。大坂家方での控が本一四八二／一〇にある。

例 言

- 一、漢字・仮名とも原則として現行の字体を用いた。
(例外) & ペン
- 一、読みやすくするため適宜読点・並列点・をつけた。
- 一、朱書は太字であらわした。
- 一、墨で消された文字には左傍に×をつけた。
- 一、複刻に当つて加えた注は()内にいれた。
- 一、付箋・貼紙は貼付場所を「で示し、文面は「」でくつて適當な位置に置いた。
- 一、原史料には照合印や抹消印が押してあるが、それらは省略した。

家有帳 続六五九四

(表紙)

宝永六己丑年極月

家有帳

(原寸 縦 230mm, 横 158mm)

一 竜河町南側東木戸際
二 大工町道寿屋敷
三 小網町壱丁目南角
四 本銀町式丁目東角
五 神田下佐柄木町
六 南伝馬町式丁目東側
七 本銀町三丁目東横町木戸際
(貼紙) 正徳元年卯春壳渡
(貼紙) 享保廿一年辰一月 脇田藤右衛門 太右衛門へ譲り遣ス
(貼紙) 本石町三丁目南側東角
(貼紙) 濱戸物町並伊勢町東木戸際△三軒目
(貼紙) 五郎兵衛町北側
(貼紙) 尾張町式丁目東側
(貼紙) 本材木町四丁目北角
(貼紙) 大伝馬町壱丁目西角
(貼紙) 八官町東側新道南角
(貼紙) 本銀町四丁目西横町木戸際△式軒目
(貼紙) 駿河町北側
(貼紙) 本舟八軒新道角
(貼紙) 通壱丁目東側南角
(貼紙) 守山町
(貼紙) 小名木川通猿江村
(貼紙) 享保廿一年辰一月 脇田藤右衛門 太右衛門へ譲り遣ス
(貼紙) 駿河町北側東木戸際
(貼紙) 坂本町壱丁目東角
(貼紙) 本銀町三丁目東角

八番 神田堅大工町角
九番 下舟町式丁目
拾番 本石町三丁目南側東角
拾一 濱戸物町並伊勢町東木戸際△三軒目
拾二 五郎兵衛町北側
拾三 尾張町式丁目東側
拾四 本材木町四丁目北角
拾五 大伝馬町壱丁目西角
拾六 八官町東側新道南角
拾七 本銀町四丁目西横町木戸際△式軒目
拾八 駿河町北側
拾九 本舟八軒新道角
(貼紙) 通壱丁目東側南角
(貼紙) 守山町
(貼紙) 小名木川通猿江村
(貼紙) 享保廿一年辰一月 脇田藤右衛門 太右衛門へ譲り遣ス
(貼紙) 駿河町北側東木戸際
(貼紙) 坂本町壱丁目東角
(貼紙) 本銀町三丁目東角

- 橋元町壱丁目
神田須田町式丁目東側
本小田原町式丁目北側木戸際
神田連雀町東側
卅番 霽岸嶋長崎町式丁目
卅一 浜松町壱丁目東側南角
卅二 室町式丁目西側
卅三 大伝馬塙町東角
卅四 北新堀町
卅五 小網町三丁目
〔貼紙〕
「正徳二年辰四月壳渡 買主」
卅六 深川北川町
卅七 本舟町西角々式軒目
卅八 通式丁目西側
卅九 本石町四丁目新道
〔貼紙〕
「正徳元年卯秋兼倉屋市左衛門壳渡」
四十 南八丁堀三丁目東木戸際々式軒目
〔貼紙〕
「宝永七年寅八月浦井多中方へ壳払」
四十二 駿河町南側西角々三軒目
四十三 神田黒門町
四十四 室町三丁目角屋敷
- 高砂町
本町壱町目北側
本銀町三町目東横町
本町三町目南側
三河町四町目
室町式町目西側北角
駿河町南側
小舟町式町目
深川北河町
芝口壱町目西側北角
桧垣町北側西角々三軒目
駿河町北側西角々五軒目
室町式丁目東側北角々三軒目
〔貼紙〕
「元五十八 箱崎町
元五十九 尾張町式丁目西側南角々六軒目
元六十 常盤町壱丁目北側東角
元六十一 西紺屋町壱丁目南角々三軒目
元六十式 新泉町北側東角々式軒目
六十三 本白銀町式丁目
元六十四 桧垣町北側西角々式軒目
元六十五 日本橋青物町南側東木戸際々式軒目
元六十六 室町三丁目西側

大元方「家有帳」（今井）

元六十八	駿河町北側	大工町通京間三拾三間四尺弐寸五分
元六十九	本石町四丁目北側東角より五軒目	堺目京間三拾三間四尺九寸壹分
元七十	北紺屋町中通ヨリ西江四軒目	元禄十一年貢十一月御用地ニ上リ
元七十壹	南鍛冶町壹丁目北側	同十二月七日右代地渡ル
元七十武	川岸角ヨリ七軒め	壳券貳千三百両
元七十武	深川佐賀町中之橋南角	名前治郎右衛門
七十三	南茅場町東角	家守五兵衛
元七拾四	神田堅大工町東側 南角ヨリ九軒目	引残テ拾四貫六百九拾匁六分 正味
元七拾五	芝口壹丁目西側 南角ヨリ北へ弐軒め	〔付紙〕 「為取替千両と在」
	〔江戸紙〕	〔貼紙〕 「舟丸」
	宝永七年庚寅正月	一ヶ年入目
	改江戸有家并沽券状写	一ヶ年本家賃拾六貫百弐拾四匁
	一ヶ所	内壹貫四百両三匁四分
	一ヶ所	一ヶ年入目
一番	駿河町南側東木戸際	三番
元方○表口	京間七間半	小網町壹丁目南角
裏行	町並	表口 京間五間壹尺八十
壳券代千三拾兩	名前治郎右衛門	一ヶ所
壹ヶ年本家賃八貫五百八拾匁六分	家守太郎兵衛	裏行 町並
内壹貫五百拾八匁五分	一ヶ年入目	壳券貳千三百両
引残テ七貫六拾弐匁壹分	正味	内壹貫百八拾弐匁
二番	名前治郎右衛門	一ヶ年入目
元方・表口	京間拾間六尺弐寸	引残テ九貫三百三拾三匁 正味
裏幅 同前		〔古券之通鳥居九兵衛二壳渡〕
	〔付紙〕	
一ヶ所	本銀町弐丁目東角	一ヶ所
裏行	京間弐拾間	名前八郎兵衛
裏行	拾五間弐尺五寸	家守太左衛門
壳券貳千七百両		
二番		
元方・表口		
裏幅 同前		
一ヶ所		
裏行		
壳券貳千七百両		
名前元之助		
改三郎助		

改三郎助

<p>一ヶ年本家賃拾六貫百卅弐匁 内式貰式百九拾五匁 引残テ拾三貫八百卅三匁 正味</p> <p>一ヶ年入目 同 左次右衛門</p>	<p>家守半 裏行 町並</p>	<p>表口 京間五間</p>
<p>一ヶ年本家賃三貫九百卅六匁 内九百三拾式匁 引残テ三貫四匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>家守吟右衛門</p>	<p>表口 京間五間</p>
<p>一ヶ年本家賃三貫九百卅六匁 内九百三拾式匁 引残テ三貫四匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>名前元之助</p>	

名前治郎右衛門

<p>一ヶ年本家賃三貫九百七拾三匁式分 内七百五拾匁 引残テ三貫式百拾三匁式分 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>家守長右衛門</p>	<p>裏行 町並</p>	<p>壳券五百三拾兩</p>
<p>一ヶ年本家賃五貫百六拾四匁式分 内九百拾式匁六分 引残テ四貫式百五拾壹匁六分 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>名前治郎右衛門</p>	<p>裏行 拾八間</p>	<p>壳券六百式拾五匁</p>
<p>一ヶ年本家賃八貫式百九拾九匁 内壹貫式百八拾匁 引残テ七貫拾九匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>家守新兵衛</p>	<p>裏行 町並</p>	<p>壳券千七百兩</p>

名前治郎右衛門

<p>一ヶ年本家賃五貫八百拾九匁 内壹貫式百八拾匁 引残テ四貫三百卅弐匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>家守平兵衛</p>	<p>裏行 町並</p>	<p>壳券千七百兩</p>
<p>一ヶ年本家賃八貫式百九拾九匁 内壹貫式百八拾匁 引残テ七貫拾九匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>名前治郎右衛門</p>	<p>裏行 町並</p>	<p>壳券千七百兩</p>
<p>一ヶ年本家賃六貫百卅弐匁 内式貰式百九拾五匁 引残テ拾三貫八百卅三匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>家守半 裏行 町並</p>	<p>表口 京間五間</p>	<p>壳券六百兩</p>

名前治郎右衛門

<p>一ヶ年本家賃六貫百卅弐匁 内式貰式百九拾五匁 引残テ拾三貫八百卅三匁 正味</p> <p>一ヶ年入目</p>	<p>家守半 裏行 町並</p>	<p>表口 京間五間</p>
---	----------------------	----------------

大元方「家有帳」(今井)

		表口 京間拾間 裏行 町並	名前治郎右衛門
		壳券千六百兩	家守久右衛門
一ヶ年本家實七百九百廿六匁式分 内壹ノ四百七拾七匁五分	一ヶ年入目	壳券千六百九拾八匁七分 正味	名前治郎右衛門
引残テ六貫四百四拾八匁七分 正味		壳券千六百九拾八匁七分 正味	家守治左衛門
十一瀬戸物町並伊勢町東木戸際三軒目 表口 京間拾式間 裏行 町並	一ヶ所	壳券千五百兩 正味	壳券千五百兩 内壹ノ五百式拾匁 入目
一ヶ年本家實拾式貫九百卅六匁三分 内壹ノ六百七拾九匁 入目	一ヶ所	壳券式千五百兩 正味	壳券式千五百兩 内壹ノ五百拾八匁三分 入目
十五郎兵衛町北側 表口 京間六間半 裏行 町並	一ヶ所	壳券式千五百兩 正味	壳券式千五百兩 内壹ノ五百拾八匁三分 入目
一ヶ年本家實壹貫四百拾八匁一分 内壹ノ五百拾八匁一分 入目	一ヶ所	壳券式千五百兩 正味	壳券式千五百兩 内壹ノ五百拾九匁九分九分 入目
二十大伝馬町壱丁目西角 表口 京間五間 裏行 町並	一ヶ所	壳券式千六百兩 正味	壳券式千六百兩 家守作右衛門
一ヶ年本家實六貫六百式拾三匁 内壹ノ三百六拾八匁 一ヶ年入目 同 平右衛門 引残テ五貫式百五拾五匁 正味	一ヶ所	壳券式千六百兩 正味	名前治郎右衛門
一尾張町或丁目東側 一ヶ所			家守伊兵衛
十八官町東側新道南角 一ヶ所			

表口 京間九間 内三尺新道二引
裏行 町並

〔貼紙〕
一舟八軒町新道角 一ヶ所

壳券千百両

表口 京間七間四尺

名前治郎右衛門
家守伊兵衛

裏行 町並

〔貼紙〕
壳券三千百両
名前治郎右衛門
家守太左衛門

一ヶ年本家貰六貫七百七拾八匁八分
内壱メ武百卅武匁三分 入目

引残テ五メ五百四拾六匁五分 正味

十七一本銀町四丁目西横町木戸際カ式軒目
表口 京間五間

一ヶ所

表口

京間五間

壳券五百五拾両
裏行 町並

一ヶ年本家貰四メ卅三匁武分
内八百七拾八匁 入目

名前藤右衛門
家守長左衛門

〔付箋〕
廿番一守山町 一ヶ所

表口 京間拾間新道地尻ノ方ニ而京間三間ニ
裏行 拾八間

壳券千五百両

一ヶ年本家貰九貫七百六拾毫匁七分
内壱メ七百七匁四分 入目

名前治郎右衛門
家守理右衛門
同 愈右衛門

一通壱丁目東側南角 一ヶ所

十八駿河町北側
元方・表口 京間七間半
裏行 町並

名前治郎右衛門

一ヶ年本家貰九貫七百九拾三匁
内壱メ五百武拾匁 入目

家守半三郎

壳券千七百三拾両
一ヶ年本家貰九貫百九拾三匁
内壱メ五百武拾匁 入目

家守半三郎

〔付箋〕
一通壱丁目東側南角 一ヶ所

名前治郎右衛門

引残テ七貫六百七拾三匁 正味

裏行 町並

壳券三千六百両

〔付箋〕
一ヶ年本家貰六貫七百七拾八匁八分
内壱メ五百武拾匁 入目

壳券一千五百両

一ヶ年本家貰九貫百九拾三匁
内壱メ五百武拾匁 入目

名前治郎右衛門
家守喜兵衛

〔付箋〕
「為取替之内千マ舟両と有」

大元方「家有帳」（今井）

<p>内壱ヶ六百四十五匁 入目 引残テ拾三ヶ七百卅五匁五分 正味</p> <p>廿式 寽保廿一年辰二月 脇田藤石衛門・太右衛門・七五郎譲り遣し候 一小名木川通猿江村 一ヶ所</p> <p>表口 田舎間三拾武間 裏幅 西方六拾三間三尺</p> <p>裏行 東方六拾三間三尺</p> <p>壳券四百六拾匁 三拾壹間武尺三寸</p> <p>一ヶ年本家貰四貫八百匁 入目 内三百七拾七匁 入目 引残テ四ヶ四百廿三匁 正味</p> <p>廿三 一駿河町北側東木戸際 一ヶ所</p> <p>元方〇 表口 京間拾間 裏行 町並</p> <p>壳券弐千三百兩 一ヶ年本家貰拾四ヶ百五匁 入目 内式ヘ百卅九匁 入目 引残テ拾壹貫九百六拾六匁 正味</p> <p>廿四 一坂本町壱丁目東角 一ヶ所 表口 京间六间六尺三寸 裏行 京间式拾间三尺六寸八分 壳券凡千五百兩 一ヶ年本家貰八贯八百匁拾六匁六分</p> <p>名前藤右衛門 家守庄三郎 内三百七拾七匁 入目 引残テ四ヶ四百廿三匁 正味</p> <p>廿五 一本銀町三丁目東角 一ヶ所 裏行 町並 壳券弐千三百兩 一ヶ年本家貰拾六百六拾壳匁九分 入目 内壱ヶ四百五拾匁 入目 引残テ九貫武百拾壳匁九分 正味</p> <p>廿六 一橋元町壱丁目 一ヶ所 表口 京间九间六寸八分 但新道共 裏口 拾四间 壳券五百兩 一ヶ年本家貰四ヶ三百九拾三匁武分 入目 内六百八拾七匁三分 引残テ三貫七百五匁九分 正味</p> <p>廿七 一神田須田町武丁目東側 一ヶ所 表口 京间六间半 壳券五百兩 一ヶ年本家貰八贯八百匁拾六匁六分</p> <p>名前元之助 家守理兵衛 同作兵衛 改三郎助 名前三郎助 家守三右衛門 内六百八拾七匁三分 引残テ三貫七百五匁九分 正味</p> <p>〔付録〕 「江戸書抜二 拝領屋敷故直付ケ無之候」</p>
--

裏行 町並

壳券千両

名前元之助
改三郎助

裏行 南方拾武間毫尺六寸六分
壳券三百両

名前元之助
改三郎助

一ヶ年 本家賃六貫百拾三匁三分

内八百九拾九匁三分 入目

家守市郎兵衛

一ヶ年 本家賃壹八百武拾匁五分
内六百七拾四匁四分 入目

家守長兵衛

廿八 一本小田原町式丁目北側木戸際

一ヶ所

一浜松町壹丁目東側南角

一ヶ所

名前元之助
改三郎助

表口 京間五間半

表口 京間拾四匁半

名前元之助
改三郎助

壳券九百両

名前元之助
改三郎助

壳券千武百五拾兩

名前元之助
改三郎助

本家賃四八式百三匁九分
内九百九拾九匁七分 入目

家守七右衛門

一ヶ年 本家賃拾壹八拾八匁九分
内壹百八拾七匁五分 入目

家守与次兵衛

引残テ三貫式百四匁五分 正味

引残テ九貫九百匁七分 正味

一神田連雀町東側

一ヶ所

卅一 室町式丁目西側

一ヶ所

名前治郎右衛門

表口 京間四間毫尺

裏行 町並

元方・表口 京間五間

家守彦右衛門

壳券五百両

名前治郎右衛門

壳券千武百兩

家守新兵衛

本家賃式九百八拾五匁五分
内五百六拾式匁五分 入目

一ヶ年 本家賃六貫九百武拾匁五分
内壹式百五拾匁七分 入目

名前治郎右衛門

引残テ式貫四百廿三匁三分 正味

引残テ五貫六百六拾六匁三分
〔付〕〔五百〕正味

家守新兵衛

卅一 雲岸嶋長崎町式丁目

一ヶ所

表口 京間六間三尺式寸式分

家守新兵衛

卅二 大伝馬塙町東角 一ヶ所

〔正徳二年辰四月
古券之通壳渡ス〕

表口 京間七半

一ヶ所

表口 一ヶ所

裏行 町並

改三郎助

壳券十八百兩

名前元之助

一ヶ年本家賃九貫九匁

内目 同新

六

壳券六百兩
表口 京間拾四間壹尺四寸武分

名前治郎右衛門
家守佐

七

内壳^{タマ}七百武拾三匁四分 入目

壳券六百兩
表口 京間拾四間壹尺四寸武分

名前治郎右衛門
家守佐

七

北新掘町 一ヶ所

壳券六百兩
表口 京間拾四間壹尺四寸武分

名前治郎右衛門
家守佐

七

北新掘町 一ヶ所

壳券六百兩
表口 京間拾四間壹尺四寸武分

名前治郎右衛門
家守佐

七

裏行 町並

壳券六百兩
表口 京間拾四間壹尺四寸武分

名前治郎右衛門
家守佐

七

壳券九貫九匁

名前治郎右衛門
家守六右衛門

内壳^{タマ}九百八拾七匁八分 入目

名前治郎右衛門
家守六右衛門

壳券九貫九匁

壳券五千兩
表口 京間八間五尺九寸五分

名前治郎右衛門
家守弥兵衛

壳券九貫九匁

壳券五千兩
表口 京間八間五尺九寸五分

名前治郎右衛門
家守弥兵衛

小網町三丁目 一ヶ所

壳券五千兩
表口 田金間三間内式寸不足アリ

壳券九貫九匁

壳券五千兩
表口 京間八間五尺九寸五分

裏行 町並

壳券五千兩
表口 京間八間五尺九寸五分

壳券四百兩

壳券五千兩
表口 京間拾四間

一ヶ年本家賃貳百九拾匁

入目

名前治郎右衛門
家守庄左衛門

壳券四百兩
表口 京間拾四間

壳券五千兩
表口 京間拾四間

引残^{タマ}七百武外壹分 正味

壳券五千兩
表口 京間拾四間

名前元之助
改三郎助

一ヶ年 本家賃拾壱ヶ五百三匁四分

家守平 兵衛

内 壱ヶ四百七拾匁 入目

裏行 町並 売券弐千三百両

引残テ拾ヶ三拾三匁四分 正味

名前元 之助

卅九

一本石町四丁目新道

一ヶ所

表口 田舎間六間四尺五寸 裏幅 六間五尺三寸

内 壴ヶ七百七十式匁 入目 同庄 兵衛

貼紙

裏行 拾九間五尺

売券六百両

名前治郎右衛門

本家賃四貫五百卅六匁

家守八右衛門

内 七百七匁三分 入目

元方〇 表口 京間五間

引残テ三貫八百廿八匁七分 正味

改三郎助

(貼紙) 「正徳元卯極月」

古券六百両鎌倉や市左衛門へ壳渡

裏行 町並

売券八百両

名前小野田治左衛門

四拾番
一南横町壱丁目川岸西角

一ヶ所

一ヶ年 本家賃四ヶ三百七拾匁

家守加右衛門

表口 京間拾五間四尺五寸

内 壴貫六拾八匁五分 入目

引残テ三ヶ三百壱匁五分 正味

裏行 町並

売券三千両

名前元之助

改三郎助

名前元之助

改遠山仲兵衛

一ヶ年 本家賃拾五ヶ四百四十四匁

表口 田舎間拾三尺

家守惣 兵衛

寅ノ春賣

内 壴貫六百七十五匁 入目

裏行 (東ノ方拾九間一尺八寸
西ノ方拾八間三尺八寸)

引残テ拾三ヶ七百六拾九匁 正味

売券四百両

名前小野田治左衛門

〔紙貼〕
一南八丁堀三丁目東木戸町式軒目

内 六百五匁五分 入目

引残而壱貫三百五拾壱匁五分八厘 正味

一ヶ年 本家賃拾五ヶ四百四十四匁

表口 京間式拾四間

家守作 兵衛

〔紙貼〕
一南八丁堀三丁目新道

内 六百五匁五分 入目

家守平 兵衛

大元方「家有帳」(今井)

〔甘美〕
〔外〕明地七拾坪程 黒門町

此地代壹ヶ年壹貫八匁之積リ」

四十
一室町三丁自角屋敷 一ヶ所
元方 表口 京間六間口 寅ノ春買

いせ方 裏行 町並 売券貳千五百五拾両

一ヶ年ニ本宿代拾式貫七百九拾五匁
内壹貫貳百六拾目 入目

引残而拾壹貫五百三拾五匁 正味

名前八郎右衛門
家守長兵衛
改三郎助

残テ六万八千百貳拾五両
出三百両

古券貳千三百両ノ所
出三百両

武千両ニ壳渡ニ付壳損
五番神田佐柄木町壳渡

卯春目録二入
右家壳損

但古券六百両也

表口
裏行 同前

壳券千五百両
内壹貫五百三拾目 入目
正味

名前治郎右衛門
家守岡戸文右衛門

残テ六万七千貳百式拾五両 正徳元歳卯七月有家
出三千七百両 二ヶ所
本船八軒町 十九番一ヶ所
本石町四丁目 三十九番一ヶ所
但シ壳代三千六百五拾貳両三歩二朱
二匁七分五リン

鎌倉屋市左衛門へ壳渡
卯秋目録入

〔付〕外明地凡百坪程 高砂町
此地代一ヶ年ニ壹貫八百目之積リ」

右四拾三・四拾四八寅秋調

合七万百貳拾五両 有家
但古券之通壳渡

出式千両 四十一番八丁堀三町目

浦井多中へ壳渡
但寅秋目録二入

宝永七歳寅十二月有家
八丁堀三町目
古券貳千三百両ノ所
出三百両

但古券六百両也
但古券六百両也

武千両ニ壳渡ニ付壳損
五番神田佐柄木町壳渡

卯春目録二入
右家壳損

出百四拾両

但古券六百両也
但古券六百両也

残テ六万三千五百廿五両
出四百両

小網町三丁目 三十五番一ヶ所
正徳元歳卯十二月有家

出四百両 小網町三丁目 三十五番一ヶ所
正徳元歳卯十二月有家

辰ノ春目録入
但古券之通壳渡

残テ六万三千百式拾五両 正徳二年辰七月有家
出金式千三百両

代百七拾式貰四百六拾壹匁

小網町壱丁目 三番壱ヶ所

但古券之通鳥居九兵衛壳渡

正徳式年辰極月有家

引残テ

金六万式千百五拾五両

有家高
子正月買二立

享保四年亥五月ニ脇田藤石衛門ニ被遣候
裏行 武拾間

一本町三町目南側屋鋪 壱ヶ所

表口 五間

裏行 武拾間

壳券乾金千六百両

名前元 之 助

改元之助

〔付箋〕 但此屋鋪八助様持參、此度宗空様より買請ニ罷成、新金八
百両証文元ノ四人判形差上置候、尤子正月より半季右為利

足、新金式拾兩ツ、元方より出し切ニ仕、御渡し申定也

〔付箋〕 江戸書抜

壳券七百六拾兩と有之」

一本銀町三町目東横町 壱ヶ所

表口 京間五間

未ノ春買

裏行 町並式拾間

名前三 郎 助

〔付箋〕 売券金三百八拾両

〔付箋〕 江戸書抜

〔付箋〕 江戸書抜沽券四百兩と有之」

〔付箋〕 江戸書抜

惣金六万式千九百五両 正徳五年未春勘定二入

内

七百五拾兩

四拾五番ノ内高砂町家半分

但表口 拾間

惣高合
乾金六万四千七百五拾五両

新金ニノ三万式千三百七拾七兩式分

享保四年亥極月有家高

又式千七百兩

本町三町目
三河町四町目
室町式町目角
右三ヶ所之代

五十番
一室町式町目西侧北角
元方表口京間七間半
いせ方壳券新金千四百兩

享保七年寅四月求
壱ヶ所

壳主伏見屋多郎兵衛

名前元之助

右式口合

新金四万九千三百拾六両壹分

此家數四拾四ヶ所
享保六年丑極月大勘定ニ改入ル

都合
乾金六万七千五百五拾五両

内

乾金五千四百兩者
代新金八百両

本町三丁目
代新金五百両

三河町四丁目
代新金五百両

代室町式町目北角
代新金千四百両

右三ヶ所新金買、除之

引残子

乾金六万武千百五拾五両

此高五割増

三万一千七拾七両式分

式口合

乾金九万三千武百三拾武両式分

新金シテ四万六千六百拾六両壹分

享保十二年未秋太勘定二入
此家數四拾六ヶ所

惣高合

新金五万四百四拾六両壹分

五十式
一小舟町式町目屋鋪
表口
未秋求
壱ヶ所

式間五尺式寸

裏行
式拾間
壳券新金四百兩

名前治郎右衛門

〔貼紙〕
壳券新金七百三拾両
〔貼紙〕
江戸書抜
沽券七百五拾両と有之」

名前三郎助

五十毫
駿河町南側屋鋪
表口
七間半
未秋求
壱ヶ所

壳主海保六兵衛

大元方「家有帳」（今井）

式口合
乾金九万三千武百三拾武両式分

三万一千七拾七両式分

式口合

乾金九万三千武百三拾武両式分

新金シテ四万六千六百拾六両壹分

惣高合

享保十二年未秋太勘定二入
此家數四拾六ヶ所

此高元文元年辰秋勘定二入

五十三
一深川北川町屋敷
西秋求
壳ヶ所

表口
四間九寸

裏行
南方武拾間武尺七寸

壳券新金百八兩

五十四
一检征町北側西角より三軒目家屋敷
元文三年午十月求
表口 壳ヶ所

○元方
裏行 同 武拾壳間五寸八分

壳券文金三千武百五拾兩

名前松野治郎兵衛

沽券百兩と有之」

〔貼紙〕
「江戸書抜

都合

新金五万五百五拾四両壳分

家数合四拾七ヶ所

裏行 町並両面

〔貼紙〕
「此度改

一下地古券

代金六万武千四百四拾五両 四拾ヶ所

右之金乾金ト見テ五割増

此高金三万千武百武拾武両武分

二口メ乾金九万三千六百六拾七両武分

新金ニして

四万六千八百三拾三両三分

又新金買

三千九百三拾八両 六ヶ所

新金五万七百七拾壳両三分

家数合四拾六ヶ所

五十五
一骏河町北側西角より五軒め家屋敷
元文三年午十二月廿八日求
表口 壳ヶ所

元方
いせ方 表口 京間五間

裏行 同 武拾三間

壳券文金九百両

名前三井八郎右衛門

惣高

合金五万五千八百武拾壳両三分

家数合四拾九ヶ所

此高元文三年午秋勘定二入

五十六
一室町武町目東側北角より三軒目家屋敷
元文四年未十一月廿六日求
壳ヶ所

大元方「家有帳」(今井)

改元方 兩 裏行 同 武拾間	表口 京間六間	改元方 兩 裏行 同 武拾間
惣高 合金五万七千百七拾壹両三分	壳券文金千三百五拾両	名前木五 兵衛 改三井三郎助
此高元文五年申秋勘定二入 家數合五拾ヶ所	元文五年申十一月廿七日求 壳主安左衛門	壳券金千両 <small>(付箋) (七百)</small> 「為取替ノ内エ舟両と在」
一箱崎町家屋敷 元方表 京間式拾八間六尺三寸	元文五年申十一月廿七日求 壳主安左衛門	名前遠山忠兵衛 <small>(付箋)</small>
裏幅 式拾四間三尺七寸 裏行 東西三拾間三尺 東方三拾間 南方三拾間 <small>(付箋)</small>	裏幅 北拾四間四尺三寸 南北拾五間	壳券金五百両
但三方川岸附 内ニ土蔵三拾式戸前 川岸土蔵拾八戸前有	名前三井八郎右衛門	名前遠山忠兵衛 <small>(付箋)</small>
壳券金壹万弐千両 <small>(付箋)</small> 寛政四年壬子三月江戸通達在之事	壳主平松重右衛門 壳主藤左衛門 壳主・表 田舎間六間半	壳券金五百両 <small>(付箋)</small> 「為取替ノ内サ千両と在 元方如何」
元方表 町並 両面屋敷 壳券金千百両 <small>(付箋)</small> 常盤町壱町目北側東角家屋敷 壳主岡田喜七	名前長井伝蔵 壳券金五百両 <small>(付箋)</small> 本白銀町式町目家屋敷 壳ケ所 壳主・表 町並 両面屋敷 壳券金五百両 <small>(付箋)</small> 壳券五百五拾両ト有之	名前三井元之介 名前遠山忠兵衛 <small>(付箋)</small>
元方表 京間六間	元方表 京間六間	元方表 京間六間

六十四

博延町北側西角々式軒目家屋敷 寛保元年酉十二月求 壳主鶴久三郎

一

(貼紙)

壳券金千三百五拾両建

名前八郎右衛門

元方〇表

田舎間四間

(貼紙) 壳券金千三百五拾両建

名前八郎右衛門

裏行 町並

新道両面

(貼紙) 但沾券高金式千七百両也

尤望屋敷格別高直ニ相求、有物ハ右之通建置

壳券金四百五拾両

名前岩姫嘉右衛門

惣高

合金七万七千七百式拾壱両三分

六十七

本町四町目南側西角々式軒目家屋鋪 延享二乙丑年八月十一日求

壳主増田助右衛門

家数合五拾七ヶ処

此高寛保式年戌秋勘定二入

六十八

延享二乙丑年八月十一日求

壳主増田助右衛門

六十五

日本橋青物町南側東木戸際式軒目家屋敷 寛保三年亥九月廿一日求 壳主相模屋忠左衛門

一

(貼紙) 壳券金千三百五拾両建

名前次郎右衛門

元方・表口

京間拾五間

合金八万三千九百七拾壱両三分

名前次郎右衛門

裏行 町並式拾間

但両面屋敷

壳券金千三百五拾両三分

名前次郎右衛門

合金八万五千五百式拾壱両三分

壳券金三千八百両

名前次郎右衛門

壳券金三千八百両

壳券金三千八百両

名前次郎右衛門

裏行 町並式拾間

但両面屋敷

名前次郎右衛門

裏行 町並式拾間

但両面屋敷

名前次郎右衛門

合金八万五千三百九拾壱両三分

名前次郎右衛門

家数合六拾壱ヶ所

此高寛延三庚午年七月十四日勘定二入

兩替店流込、元方へ引請ニ成
七十式
一南鐵治町壱町目北側川岸ノ角ヨリ

七十五目

六十九

一本石町四町目北側東角ヨリ五軒目
宝暦四甲戌閏二月求 売主伊勢屋庄兵衛

元方表口 京間四間口

いせ方表口 京間四間口

元方表口 四間

但京間也

宝暦五年亥春 但戌極月卅日引請ニ成

名前次郎右衛門

元方表口 四間

但京間也

宝暦五年亥春 但戌極月卅日引請ニ成

名前次郎右衛門

壳券金七百両

裏行 式拾間

町並

名前清

藏

是ハ有物除ク

外二金八拾両

家付木綿

問屋株代

合金八万六千〇九拾壠両三分

家數合六拾式ヶ所

此高宝暦四年春季目録二入

七拾
兩替店流込、元方引請ニ成

一北紺屋町中通迄西江四軒目

元方表 五間口 田舎間

川岸附新道通り四間八寸七步

裏行 東方廿六間七寸五步

沽券金五百両

名前次郎右衛門

(付箋) 宝暦五年亥春 但戌極月卅日引請ニ成

〔付箋〕「為取替之内サ舟両と有 元方と」

元方表 拾五間口

改両 裏行 式拾間

横町表 拾三間八寸

裏幅拾三間壠尺壠寸

同裏行

廿壠間六寸

河岸 東拾三間半 南八間半

江川橋際ニテ七拾五坪

北七間半

沽券金三千両

名前次郎右衛門

宝暦五年亥春 但戌極月卅日引請ニ成

兩替店流込、元方へ引請ニ成

七拾
一南茅場町東角

元方表 拾五間口

改両 裏行 式拾間

新道三方屋鋪両河岸附

沽券金三千九百両

名前次郎右衛門

合金九万四千九百六拾壹両三歩

家數合六拾八ヶ所

此高明和四年丁亥極月目録二大

〔付箋〕元 式拾六ヶ所

内 両 四拾ヶ所 渡シ切ノ

益印壱ヶ所宿賃江戸両替店二積置

勘 坂本町壱ヶ所

右之高安永三年甲午秋季迄目録二入、尤其節踏直段余計銀も相

加へ、夫々御割渡ニ相成候事

〔付箋〕益田印家之事

宿賃元方へ
六十七 長合も致候事 受取可申事」

〔付箋〕
(23丁空白)

合金九万四千九百六拾壹両三分
正有高ノ金拾万九千九百六拾伍両也」

家数合六拾七ヶ所

此高宝曆四甲戌秋目録二入

西洞院 一宗坐様御隱居所

代銀三拾貫目

但六角ノ方共
野村文七江譲

京伊勢有家之代付

七拾五 明和四年亥極月十一日求 壱主杉浦平右衛門
一芝口壱町目西側南角カ北江武軒目 壱ヶ所

元方 表口 京間四間五尺八寸

裏行 同 式拾壱間五寸八步

沽券金八百両

名前松野次郎兵衛

油小路 一八郎右衛門様御居宅

代銀四拾貫目

壱ヶ所

大元方「家有帳」(今井)

<p>中立壳 一元之助様御居宅 代銀式拾貫目</p> <p>○御隠居入ル</p>	<p>新町 一八郎兵衛様御居宅 代銀四拾貫目</p>	<p>一樵木下屋敷 代銀拾式貫目</p>
<p>竹屋町 一元藏様御居宅 代銀三拾五貫目</p>	<p>壱ヶ所</p>	<p>壱ヶ所</p>
<p>南 一治郎右衛門様御居宅 代銀式拾五貫目 (付箋)(六貫目) 外ニカノ、 (十貫目) シノ、 (四十貫目) ノツシイノ、 式ヶ所ニ成ル</p>	<p>壱ヶ所</p>	<p>壱ヶ所</p>
<p>出水 一三郎助様御居宅 代銀式拾貫目 (付箋)(十貫五百目) 外シノサ舟ノ (三十貫五百目) ノマシノサ舟ノ</p>	<p>壱ヶ所</p>	<p>壱ヶ所</p>
<p>一智恩院町下屋鋪 代銀式拾五貫目</p>	<p>壱ヶ所</p>	

<p>一本店 一上ノ店 一伊勢本町屋敷 代銀拾式貫目 (付箋)(三貫五百目) 外ニマノサ舟ノ (六貫目) 又 カノノ (三貫目) マノ (二十四貫五百目) セシソノサ舟ノ 三ヶ所ニ成ル</p>	<p>壱ヶ所 壱ヶ所 壱ヶ所 但衣棚共 衣棚買足し地</p>	<p>壱ヶ所 壱ヶ所 壱ヶ所 壱ヶ所 壱ヶ所</p>
<p>糸屋町 一同所下屋鋪 代銀三貫目</p>	<p>壱ヶ所</p>	<p>壱ヶ所</p>

代銀拾貫目

〔余白書込〕
「享保十五年戊辰三月田宮弥七二壳払、

代銀拾貫目戌春勘定二入」

一 日野屋店

壱ヶ所

代銀三拾五貫目

銀三百六拾貳貫目

家數合拾七ヶ所

享保十二年未秋大勘定二入

一下河原屋敷

壱ヶ所

代銀四貫五百目

銀三百六拾六貫五百目

家數合拾八ヶ所

内銀拾貫目

糸屋町壱ヶ所

田宮弥七松候二付引

惣子

銀三百五拾六貫五百目

家數合拾七ヶ所

一本店買足シ

衣棚金屋・北脇

代銀貳拾貫目

壳券銀高也

惣高

銀三百七拾六貫五百目

家數合拾七ヶ所

○伊勢本町買足
直打

代銀三貫五百目

壳主三井猪之介

魚町壱ヶ所代

金六拾両求

惣高
銀三百八拾貫目

家數合拾七ヶ所

○中立壳小川角
一元之助様御居宅

壱ヶ所

代銀拾貫目

惣高

銀三百九拾貫目

家數合拾八ヶ所

一 家原治兵衛様御居宅

壱ヶ所

直打
代銀貳拾貫目

惣高
合銀四百拾貫目

家數合拾九ヶ所

○元草屋敷ト名付
一伊勢松坂本町西側屋敷

壱ヶ所

代銀六貫目

惣高

合銀四百拾六貫目

家數合式拾ヶ所

家原北隣
一西洞院竹屋町上ル田中町西側
壱ヶ所

代銀拾八貫五百目

(余
自書込み
宝曆十一年五月十日、岩城清右衛門江壳渡ス、代銀シエノ
(十七貫目)
但右は鏡屋次郎兵衛世話を以直段宜壳渡シ候付、右シエノ
(「寶目」
ノ内イノ次郎兵衛江合力ニメ、鏡屋正斎年賦かし有之内江

入ニ成ル」

惣高

合銀四百三拾四貫五百目

家數合式拾壱ヶ所

此高寛保式年戌秋勘定ニ入

須賀屋敷ト名付
○一松坂本町西側元亭屋敷隣

代銀三貫目
代金五拾兩

惣高
合銀四百三拾七貫五百目

家數合式拾ヶ所

此高延享三年寅春季目録入

下長者町油小路西へ入紹巴町南側
○一出水隱居貢足し
地屏共三ヶ所ニテ壱ヶ所

三ヶ所ニ而代銀拾貫五百目

委細沽券状写ノ口ニ有

惣高合銀四百四拾八貫目

家數合式拾三ヶ所

南之賣足シ
一油小路二条下ル町西側吉野や与兵衛地面之内賣足し代銀六貫

目

但委細ノ訳沽券状写ノ口ニ有

○一堀川二条下ル町
武ヶ所ニテ壱ヶ所

代銀拾貫目

(貼紙)

(十八貫目)
「但シチメ受取、内セシメ
(一貫目)
口ヘ入ニ成

一小川二条上ル槌屋町西側
代銀拾六貫目
外ニ掛リ物式貫目ハ出シ切ニ成
宝曆八寅六月代銀受取、八郎兵衛様へ壳渡ス

〔貼紙〕
「但仲間出シノロヘ入ニ成
(十八貫目)
利足入払

惣高合銀四百八拾貫目

家數合式拾五ヶ所

宝曆五年亥極月目録ニ入

惣高合銀四百六拾四貫目

家數合廿四ヶ所

宝暦八寅七月目録二入

惣高合銀四百四拾五貫五百目

家数合廿三ヶ所

宝暦十一巳年七月目録二入

中立壳隱居賈足シ家屋敷

一西洞院讃州寺町東側

代銀四拾貫五百目

委細沽券状写ノ口二有

惣高合銀四百八拾六貫目

家数合貳拾五ヶ所

宝暦十三癸未年七月目録二入

表口九間五尺四寸八部
裏行拾六間半
土藏式ヶ所

一新町二条下ル町西側
宗慶様御隠居所
元方へ引受
壱ヶ所

一新町二条下ル町西側
名前越後や嘉右衛門

〔余自書込〕
代銀手取マシテニミのや熊藏殿へ壳渡

〔一貫目〕
内セゾハ南へ御渡申候也」

惣高合五百拾四貫目

家数合貳拾六ヶ所

安永三年午七月目録二入

右之高安永三年甲午秋季目録二入
一大坂尼崎町二町目北側 壱ヶ所

(付箋)

代銀踏直段

百貫目

右代

一銀百貫目

新町二条下ル町家壱ヶ所
安永七年戊寅十月壳払代引
(三十貫目)
但正銀手取マシテ受取内、セゾハ南へ

都合舟ノ渡ス
渡ス、残り如此

一銀貳拾八貫目

新町二条下ル町家壱ヶ所

安永七年戊寅十月壳払代引
(三十貫目)
但正銀手取マシテ受取内、セゾハ南へ

渡ス、残り如此

(付箋)

此一ヶ所消ス積リ

残テ

銀四百八拾六貫目

家数合貳拾五ヶ所

安永七年戊寅月目録二入

○一知恩院石橋町下屋敷ノ続キ借家壱ヶ所中西宗助より譲り請被

代銀七貫六百目

大元方「家有帳」(今井)

一 平野町 代銀百式拾貫目 銀三百三拾貫五百目 家數六ヶ所 享保十五年戊秋大勘定二入	一 梶木町 代銀拾五貫五百目 銀三百七十九貫五百目 家數八ヶ所 享保十五年戊秋大勘定二入
一 大川町 代銀三拾三貫五百目 〔余白書込み〕 〔明和四年亥十月壳払〕	一 斎藤町 代銀百五拾三貫目 一 高麗橋壱町目南側八百屋町角 代銀六拾貫目 外二樽代銀拾壳貫五百目 銀六百四貫目 家數合拾ヶ所 元文式年巳秋勘定二入
一 高麗橋壱町目南側 壱ヶ所	一 同三町目 代銀八拾式貫五百目 代銀三拾八 代銀三拾四貫目 一 江戸堀 代銀六拾貫目 一 観町 代銀式貫目 一 備後町五町目 代銀四拾四貫三百目 銀式百拾貫五百目 家數五ヶ所
一 高麗橋壱町目南側 壱ヶ所	一 高麗橋壱町目北側 壱ヶ所

〔余白書き込み
「寛延式已年売払」〕

銀六百四拾八貫三百目

家数合拾壱ヶ所

屋鋪壱ヶ所
寛延式已年売払代

残而

銀八百式拾五貫式百目

家数合拾式ヶ所

寛延式年已秋目録入

一高麗橋壱町目内側 壱ヶ所

代銀七拾貫目

銀八百九拾五貫式百目

家数合拾三ヶ所

宝曆四年戌秋目録入

内

銀七拾貫目

高麗橋壱町目

北側壱ヶ所代

引 次へ付替二成

残

銀八百式拾五貫式百目

延享元年子春目録入

一京町堀四丁目 壱ヶ所

代銀六百六拾貫目

同南側

但香具屋伝右衛門振替ノ
壱ヶ所

内 寛延式年巳春目録入

銀四拾四貫三百目 備後町五町目

内銀拾式貫五百目

高麗橋壱丁目表口四間半三寸ノ地屋

敷壱役

福田久右衛門売払申二付引

銀六百三拾五貫八百目

家数合拾壱ヶ所

寛保元年酉春季目録入

一玉水町浜屋敷共

壱ヶ所

代銀七拾三貫七百目

銀七百九貫五百目

家数合拾式ヶ所

延享元年子春目録入

一京町堀四丁目 壱ヶ所

代銀六百六拾貫目

銀八百六拾九貫五百目

家数合拾三ヶ所

寛延式年巳春目録入

代銀廿五貫目

新鞆町

壱ヶ所

明和四年亥極月目録二入

一尾崎町式丁目北側 壱ヶ所

代銀九拾貫目

銀千〇八拾八貫七百目

家数拾七ヶ所

明和六年丑極月目録二入

子霜月 一京町堀四丁目 築地面

代銀貳拾五貫目

但右八屋敷ニ付候地面故ヶ所數ニ除ク

銀千百拾三貫七百目

家数拾七ヶ所

安永三年午極月目録二入

右之高安永三年甲午秋季迄目録二入、尤其節踏直段余計銀も相
加ヘ、夫々御割渡ニ相成候事

右之内

銀百貫目

尼崎町二丁目

但踏直段也

伝藏様御居宅壹ヶ所

大川町家敷

安永七年戊七月

京伊勢御居宅之口ヘ付替ル

残而

銀九百九拾八貫七百目

改家数拾六ヶ所

又銀五拾五貫目 新韁町家壹ヶ所
安永八亥秋壳払

大元方「家有帳」（今井）

代銀五拾五貫目

家数拾五ヶ所

宝曆六年子春目録入

一備後町四丁目北側 壱ヶ所

代銀五拾式貫目

銀九百九拾式貫式百目

家数拾六ヶ所

宝曆十一年巳七月目録二入

江戸堀武町目浜屋敷 壱ヶ所

代銀四拾貫目 但地面代并新建普請代とも

〔付箋2〕

〔付箋1〕

〔付箋1〕 文政十年亥二月壳払

委細奇帳記ス

〔付箋2〕(四十一貫百五十目)
〔ツシイノ舟サシ〕

銀千三百貫式百目

家数拾七ヶ所

明和式年酉極月目録二入

内銀三拾三貫五百目

大川町家敷

壹ヶ所

明和四年亥十月壳払候ニ付引

残而

銀九百九拾八貫七百目

改家数拾六ヶ所

又銀五拾五貫目 新韁町家壹ヶ所
安永八亥秋壳払

(22丁空白)

南ノ賈足シ
堀川一
一条下ル土橋町
壳主總屋吉左衛門
一
表口 四間四尺六分
壹軒役

裏行 入組有之ニ付繪図有之
代銀七貫目

式番之口
京有家沽券状之写

宝曆二壬申十二月ニ相求

名前八郎兵衛

出水ノ隠居買足シ地屋敷
一下長者町通油小路西へ入紹巴町南側
壳主里村紹甫 壱ヶ所

表口 四間壹尺

裏行 廿八間式尺

代銀五貫目

寛延三年十一月相求

名前次郎左衛門

右同断
同町南側

壳主近江屋六兵衛

地尻

東西四間式寸五
南北九間五尺

一ヶ所

代銀三貫目

寛延四年辛未四月相求

名前次郎右衛門

右同断
油小路出水上ル大黒屋町西側

壳主笛や善兵衛

地尻

東西四間四尺
南北六間四尺
四寸式分

一ヶ所

代銀三貫目

寛延四年辛未四月相求

名前次郎右衛門

右三ヶ所地代之外二掛り物并樽代旁出銀、都合八貫五百目差出
(十九貫目)

ス 三ヶ所ニテ惣高シウム也

一小川二条上ル槌屋町西側

壳主冬木屋次郎右衛門
壹ヶ所

裏行

拾六間式尺七寸五分

代銀五百目

寛延四年辛未六月相求

名前次郎右衛門

外ニ掛り物セゾハ 代金武百兩 但代銀六貫目ノ有物ニ建

宝曆四年戊十二月相求

右地面書院ノ統故、月並寄会等之節差闊も有之ニ付、甚高直
成物ニ俟得共、是悲致所望候事ニテ如此

代銀五百目

寛延四年辛未年六月相求

名前次郎右衛門

右三ヶ所地代之外二掛り物并樽代旁出銀、都合八貫五百目差出
(十九貫目)

ス 三ヶ所ニテ惣高シウム也

但欠地入組有之ニ付別紙絵図有

土蔵 一ヶ所

拾式賣敷

外二掛り物セベハ(二貫目)代銀拾六貫目

宝暦三年酉六月相求

名前

宝暦八寅六月代銀シチクハニ八郎兵衛様へ壳渡ス

同町南側西ノ方川勝忠右衛門名前ノ

一家屋敷一ヶ所と振替ル
二条通油小路西へ入矢幡町南側振替家屋敷
前持主日野屋五兵衛

一ヶ所

表口 式間八寸

裏行 拾四間半

直打セノサ舟ニ候へとも

代銀式貫百目ニ致置

尤此度先方へ振替相渡候手前下地持家代もセベ舟ハニ付如此

右振替双方帳切致候ニ付、町出銀外ニ樽代并其外諸入目共、

惣高式ハ九百四十式又式分不残此方より差出ス、尤手前屋敷ニ付如此

宝暦十辰七月

名前川勝忠右衛門

表口

(余白書込)安永七年秋十月壳渡
裏行 壱ヶ所

中立壳隱居賣足シ家屋敷
西洞院讃洲寺町東側

壳主菱屋藤吉
武ヶ所

安永三年午七月

名前森嘉右衛門

249

表口 八間半

但奥ニテハ南北三拾武間余也

壹ヶ所

裏行 四拾八間半

但地面入組有之ニ付別紙絵図有
表ノ方南北八間半

建物有

東西六間半

壹ヶ所

(表口) 裏行 拾五間毫尺五寸

右式ヶ所三軒役

代銀四拾貫五百目 諸掛り物とも

但右家代買得高ツシサベマ舟エシウハ也
(四十五貫三百七十九匁)

内ツバチ舟エシウハ元之助様へかしニ成ル

残テソシメサ舟ハ元方有物ニ立

宝暦十三癸未年二月廿四日

名前松野次郎兵衛

宗慶様御隠居所

一新町二条下ル町西側

代銀式拾八貫目

(余白書込)安永七年秋十月壳渡
裏行 壱ヶ所

委細代付ノロニ扣有

一 東堀川通竹屋町上ル七町目 前持主近江屋しけ
表口 壱ヶ所 武軒役

裏行 拾貳間

家屋鋪ニ土蔵武ヶ所代銀六貫五百目

外ニ樽代壹ヶ夕、添一札アリ

明和八年卯十一月四日

此沽券状壹通并添一札共、今天保式年卯四月、出水三郎助様

古竹屋町宅ニ残り有之候逆、元方へ御預ケ御座候故、此所へ
記し、竹屋丁ヘ預り書差出し置候、尤元方浮物ニ候也

名前越後屋兵七

宝曆十一年巳七月

〔付属〕
「いせ方ノ内ニサシセベ」

一大坂江戸堀式町目浜地面 御公儀ヲ被仰付ニテ
表口 壱ヶ所

代銀四拾貢目

表口 拾五間ノ所 壱間口水汲場引

改拾四間口此度買請

〔十六貫八百目〕
代シカゲチ舟ヲ、
〔二百十三匁三分七厘〕
又セ舟シマ入エリン
〔二十四貫百三十八匁八分九厘〕
又セシツマシチ子チ入ウリン
〔四十一貫百五十二匁二分六厘〕
三口ヲツシイマ舟サシセセ入カリ

地地面代也
右諸掛り物
新建普請代

内ツシマ舟サシセセ入カリ
仲ケ間出し

武番之口

大坂有家沽券状之写

一大坂備後町四丁目北側家屋敷

壳主田中喜平次
壹ヶ所

代銀五拾貢目

外ニ別合力銀チノハ有
〔付属〕

裏行 表口 八間

土蔵武ヶ所

右古券状 武通

喜平次一札 壱通

元方簞笥江入置

但名前預一札取之
名前田中喜平次

但武軒役

大元方「家有帳」（今井）

明和二年酉十二月

名前八郎兵衛

表口 「余白書込み
享保四年亥五月ニ

(付箋) (四百五十目)

一為取替内ツシイ舟サシ」

直打銀八貫目 正徳四年正月物勘定ノ時
一大津下八町店

一大坂尼崎町武丁目北側家屋敷 売主鴻池又四郎

老ヶ所

表口 裏行 挑八間半

代銀九拾貫目

表口 挑四間半

三軒役

代銀三百貫目

右新田代安永三年甲午秋季目録之上御割渡しニ成候事

一河州新田代

但水帳回替店有

(貼紙)

（余白書き）「享保六年丑極月中西宗助被下」

沽券状壹通 明和六年丑五六月

御名前越後屋三次郎

代銀三百貫目

(貼紙) 東新田 大久保様御領分

宛高五百九拾八石三斗七升一合

不殘綿作

西新田 高槻御預り処

宛高式百八拾式石六斗八升壹合

右同断

中新田 小堀様御支配

宛高九拾八石八斗一升三合

右同断

右同処

宛高九拾九石式斗八升九合

不殘稻作

(3丁空白)

諸國入組

一直打銀式拾貫目 正徳四年正月物勘定ノ時
一大坂高麗橋四町目 新丘衛居宅

一大坂京町堀四丁目
(付箋) 代銀式拾五貫目
右ハ京町堀屋敷ニ付候地面故、
ケ所數ニハ除ク
子霜月ノ
(付箋) 「いせ方 如斯」
一大坂過書町家屋敷
(7丁空白)
老ヶ所

築地面
右ハ京町堀屋敷ニ付候地面故、
ケ所數ニハ除ク
子霜月ノ
(付箋) 「いせ方 如斯」
一大坂過書町家屋敷
(7丁空白)
老ヶ所

右直打ノ内
二条通油小路西江入町南側

(口取紙)
「京」

一表口 五間八寸
壱行 挑五間

壱ヶ所

宝永七年寅正月改

京有家并沽券状之写

一直打銀百貫目 正徳四年正月惣勘定之時
一油小路二条下ル町西側

一表口 壱間壹尺壹寸
裏行 四拾四間三尺
壱ヶ所

表ヨリ十六間行テ北江八間八尺九寸入有

表ヨリ十四間五尺五寸行テ南江四間弐寸入アリ

但堀川ヘ四尺五寸ノ通路次有

代銀拾參貫目

元禄四年未十一月廿五日

壱ヶ所

名前八郎兵衛

宝永元年申十一月十七日
右直打ノ内
一油小路二条下ル町西側

一表口 三間半弐寸
裏行 挑六間

代銀七百目
一表口 三間半弐寸
裏行 挑六間

代銀七百目
一表口 三間半弐寸
裏行 挑六間

名前理右衛門
兵衛

名前太郎右衛門

名前八郎兵衛

宝永五年子七月二日
代銀壹貫七百五拾目

一ヶ所

右五ヶ所并地尻ノ買足共ニ何も宗竺居屋敷也
直打銀七拾貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
中立壳通三丁町北側

代銀式貰目

元禄四年未十一月廿五日

一表口 壱間五尺八寸
裏行 拾四間五尺五寸
壱ヶ所

名前八郎兵衛

代銀

(貼紙)
「此壳券狀無之候、尋出シ可申候」

元禄九年丙子九月晦日

代銀式拾貰目

一表口 拾弐間余
裏行 式拾間余
一ヶ所

名前八郎右衛門

大元方「家有帳」（今井）

西洞院ノ角

一表口 五間
裏行 拾五間

一ヶ所

代銀三貫六百目

元禄拾歳丑十月廿八日

右直打ノ内
一 西洞院通中立壳上ル讃州寺町東側

宝永六年丑六月廿一日

一表口 五間壳尺弐寸
裏行 拾六間弐尺七寸

一ヶ所

名前甚 右衛門

宝永四歳丁亥九月二日
右三ヶ所、庄之助居屋敷也

直打銀八拾貫目
一 新町通六角下ル西侧

右直打ノ内
一 六角通新町西江入南側
〔貼紙〕
〔貼紙〕
此所明ケ置候ハ、寿養様御住被成候所ノ壳状見へ不申候、
尋出し此所へ記シ可申候

一表口 壳間半
裏行 九間半壳尺七寸

一ヶ所

代銀五貫目
裏行 拾六間弐尺七寸

一ヶ所

宝永元年申八月廿九日
代銀壳貫九百目

一表口 三間半三寸五分
裏行 九間半壳尺七寸

一ヶ所

名前三郎助

代銀拾壳貫目
裏行 式拾八間壳尺五寸弐分
表々十四間式尺九寸弐分テ北江四尺壳寸四分出屋敷アリ、
乾地壳ニテ南北三間壳尺、東西四間弐寸弐分欠ル、坤地
尻ニテ式尺弐寸五分西ヘ出屋敷アリ

代銀拾壳貫目

名前宗 寿

宝永元年申八月廿九日
〔貼紙〕
〔貼紙〕
右何ヶ所、八郎右衛門居屋敷也

名前三郎助

一表口 五間五尺六寸
裏行 式拾七寸

貞享三丙寅歳九月二日

一表口 五間五尺六寸
裏行 式拾七寸

但宝永六年丑六月廿一日升屋三右衛門屋敷相求、龜甲屋

直打銀百貫目
一油小路通竹屋町上ル大文字町西侧

市三郎屋敷と振替候間数也

代金式百五拾両

是ハ升屋三右衛門家代
但沾券状有

平

代金式百五拾両

是ハ右屋敷振替二付龜甲屋へ出ス
但証文アリ

名前兩營店手代平

助

一表口 四間五尺七寸
裏行 拾七間壹尺

一ヶ所

名前万之助

宝永五歳亥子十二月廿三日

一表口 三間

一ヶ所

代銀拾式貰三百目

宝永元歳甲申十二月廿七日

代銀三貰八百目

一表口 三間

一ヶ所

名前八郎次郎

東堀川七町自方

一表口 式間三尺六寸

一ヶ所

代銀式貰三百目

一表口 三間

一ヶ所

一表口 式拾間式尺

但裏行奥ニテ東西南北江段々出張地油小路大文字町突貫
テ有之二付、両町立会間尺相改、連判ノ繪図別紙ニ認有
之也

代銀式拾式貰七百目

名前万之助

宝永元歳甲申十二月廿七日

直打銀七拾貰目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一油小路通二条下町西半

右式ヶ所、宗利居屋敷也

一表口 三間

一ヶ所

但裏二而入組有入二付、別紙繪圖有之

宝永五歳戊子八月十一日

名前八郎次郎

代銀式拾式貰五百目

東古町
一表口 三間

一ヶ所

裏行 九間

一ヶ所

代銀式貰三百目

名前八郎次郎

壳券銀八貞目

一表口 三間

裏行 拾七間

一ヶ所

右四ヶ所、八郎次郎居屋敷也

宝永六歳己丑四月二日
直打銀八拾貰目 正徳四年惣勘定ノ時
一知院町下屋敷

稻荷町
一八軒役屋敷

一ヶ所

壳券銀四貞目三分六厘

一ヶ所

年貢式石八斗五升九合壹夕三才
夫役銀八拾目

一ヶ所

外石ニ三升宛口米

一ヶ所

元禄十三歳庚辰十二月廿三日

一ヶ所

名前三郎助

一ヶ所

東古町
一表口 三間

一ヶ所

裏行 拾七間

一ヶ所

一ヶ所

一ヶ所

大元方「家有帳」(今井)

年貢壹石四斗四升四合

夫役銀貳拾貳分

名前三郎助

直打銀三貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
御室御門前 余自舊込 一代新銀七百五拾目ニメ宗印様へ壳払

元禄十四歳辛巳七月八日

東古町

一表口 五間

一ヶ所

裏行 式拾間

壳券三貫八百目

年貢

夫役銀

宝永二年乙酉二月十九日

〔付箋〕
〔付箋〕
「此所へ進町買足シ屋敷載せ可申候」

稻荷町

〔付箋〕

〔付箋〕
「東古町酒やノ地尻、此所へ寸間のせ可申候」

右四ヶ所并酒屋ノ地尻共ニ下屋敷也

直打銀三拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一樅木町通三条上ル上大坂町

一表口 六間五尺

一ヶ所

裏行 叻並

代銀拾五貫目

元禄九年子十二月五日

名前孫右衛門
改越後屋善吉

右年貢地高三畝三分ノ所、六斗三升三合

右者木屋町下屋敷也

直打銀三拾貢目 正徳四年正月惣勘定ノ時
御室御門前 余自舊込 一代新銀七百五拾目ニメ宗印様へ壳払

裏町

表口 式拾間

豎町 表口 拾間

裏行 拾間

壳券銀六貫目

宝永三年戊六月十六日

年貢

夫役

直打銀三拾貢目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一室町通冷泉町東側

南方 表口 五間七寸壹分

北方 表口 拾七間四尺

裏行 表口 式間式尺五寸八分

代金三百式拾兩

元禄十五年壬午四月十六日

名前源右衛門

〔余自舊込〕
「右屋敷代銀五貫目ニメ、未極月開主善兵衛へ壳払」

直打銀百貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一室町通冷泉町西側

裏行 表口 八間半壹尺五寸九分

裏行 拾八間壹尺壹寸

代金三百五拾両

名前八郎右衛門

表口 三間
裏行 拾九間

元禄十七歳申三月廿九日

〔余白書込み〕
「此外二隣丸屋家、衣棚間口六間余裏行町並買足」

〔余白書込み〕
「享保六年丑極月、中西宗助被下」

直打銀三拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一室町通竹屋町上ル

直打銀三拾貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一六角通柳馬場東へ入北側 治兵衛居宅

表口 七間七寸

裏行 拾六間半

直打銀拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一寺内通北猪熊

直打銀式拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一東六条上珠数屋町角屋敷

表口 六間半表小間
裏行 拾五間半

裏行 拾六間半

直打銀拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一二条通室町東江入北側 善兵衛居宅

直打銀式拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一河原町蛸薬師下ル東側

表口 三間四尺九寸
裏行 拾五間式尺九寸

〔余白書込み〕
「享保六年丑極月、開主善兵衛被下」

直打銀拾五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一室町薬師町東側 善次郎居宅

表口 五間半
裏行 拾五間

〔余白書込み〕
「享保六年丑極月小林宗兵衛被下」

〔余白書込み〕
「享保四年亥五月二
岡本伝右衛門江被遣候」

表口 四間壹尺壹寸
裏行 拾五間

〔余白書込み〕
「享保六年丑極月、小林宗兵衛被下」

入 一油小路二条下ル町側 但御用所南ノ方買足シ也

直打拾貰五百目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一同町西側 宗助居宅

表口 式間五寸
裏行 拾式間式尺三寸

一ヶ所

大元方「家有帳」（今井）

代銀三貫目

名前三郎助

享保式年酉四月求

名前治郎右衛門

正徳四年午五月九日求

但如此ニ相求候得共、所望屋敷故札銀出銀三而

勿高金式兩武歩

銀九ヶ七百三拾六匁四分

午ノ春出シ切ニ成ル

一堀川通二条下ル町

但三郎助居宅油小路裏路次ノ南隣也

一油小路通出水上ル大黒屋町西側

但宗八棟南隣買足地屋敷也

表口

三間七寸三分

裏行 拾四間五寸

壱ヶ所

代銀六貫五百目

名前三郎助

享保四年亥十二月求

表口

三尺一寸五分

正徳五年未六月求

一二条通油小路西へ入南側

但三郎助居宅ノ内二条ノ方地尻
賈足地屋敷也

代新銀壱貫式百五拾目

名前越後屋万次郎

裏行 拾四間半寸

壱ヶ所

代銀老貫八百目

名前三郎助

享保五年子十二月二求

表口

武間半

裏行 七間式尺式寸

壱ヶ所

代銀老貫八百目

名前三郎助

享保五年子十二月二求

表口

武間半寸

裏行 表口 壱間半

壱ヶ所

代銀老貫八百目

名前三郎助

享保五年子十二月二求

表口

武間半寸

裏行 表口 壱間半

壱ヶ所

代銀老貫八百目

名前三郎助

享保五年子十二月二求

表口

武間半寸

裏行 表口 壱間半

壱ヶ所

直打銀五拾六貫目 享保式年酉極月勘定二入

一直油小路通出水上ル大黒屋町西側

表口

九間三尺八寸式寸

壱ヶ所

代銀五拾六貫目

一六角通西六角町南側

壱ヶ所

名前八郎右衛門

享保六年丑四月求

壱ヶ所

名前八郎右衛門

表口 壱間半四寸五分
裏行 拾六間五步

但裏未申ノ方ニテ

南北三間五尺九寸
東西四尺三寸五分
出張地有

代新銀壹貫五百目

享保六年丑四月求

〔余白書込〕
「宝曆十三年未五月、代銀三拾枚野村文七江譲渡ス」

右式ヶ所宗玄隱居所也

一西洞院六角下ル池須町東側

壱ヶ所

名前八郎右衛門

但式軒役 表口 四間

裏行 拾式間

代銀五貫目

享保九年辰六月求

名前八郎右衛門

一室町通竹屋町上ル町西側

武軒役
〔一貫目〕
壱ヶ所

表口 四間

裏行 拾七間式尺四寸

代銀三貫式百目 外ニ樽代銀イノハ
〔一貫目〕

享保五年子十二月五日求

名前中村金介

一衣棚通玉屋町東側

武軒役
壱ヶ所

表口 四間五尺九寸

裏行 拾五間三尺九寸
代銀式貫三百目

享保五年子十一月五日求
名前中村金介

右式ヶ所糸店貢足シ屋敷也、壱券石之直段ニ候へ共、土蔵普請
代込候て、銀拾四貫目之直打ニして元方へ引請ル

一大宮通糸屋町屋敷

〔付属〕
〔余白書込〕
「享保十五年戊三月田宮弥七二壳払」

片木勘兵衛ノ年賦内済ニ請取

大宮通芝大宮町西側北角

〔付属〕
壱ヶ所壱軒役

享保十二年未閏正月五日求

名前越後や弥七

但

大宮通芝大宮町西側北角

壱ヶ所壱軒役

表口 六間半八寸
裏行 拾九間

代銀八貫目

上立壳通大宮西へ入硯屋町南側

壱ヶ所壱軒役

表口 三間半壹尺四寸五分

代銀壹貫目

裏行 九間

〔付属〕
右式ヶ所糸屋町屋敷也

〔付属〕
〔但〕
但式ヶ所代銀九貫目ニ候得共、片木拾ノ丸ノ年賦

内済ニ相成候ゆヘ、右之通拾ノ丸ノ直打ニ立ル
」

日野屋店

一間町通二条下ル町西側

表口 拾式間五尺五寸

大元方「家有帳」（今井）

裏行 拾五間	南北 三間式尺五寸	壱ヶ所
一 東洞院二条下ル東側	東西 九間四尺壱寸	町役なし
表口 六間五尺三寸		
裏行 拾五間		
異ノ方 幅 式間三尺七寸		
同地尻 幅 式間式尺五寸		
奥行 七間		
右代銀三拾五貫目		
沽券七通有		
奥行 壱間三寸五分		
但來申正月より半季ニ銀八百六拾匁ツ、宿代受取申建		
一 高台寺門前下河原町	式軒役 壱ヶ所	
表口 七間式尺五寸		
裏行 拾七間		
地頭役有之		
右裏行之内ニ而地尻 東西式間 南北六間式尺四寸年貢地		
代銀四貫五百目		
享保十四年酉十一月求		
改延享五辰九月	名前越後屋万次郎	
改名前越後屋仁右衛門		
一 堀川通二条下ル町	但治郎右衛門地尻買足シ地屋敷也	
裏行 拾五間		
代銀百六拾式外九分		
一 高台寺門前下河原町 地尻買足地屋敷也		
享保十五年戌二月求		
名前日野屋治兵衛		
東西 四間壹尺五寸		
南北 西二而六間式尺四寸 改名前越後屋仁右衛門		
東二而六間四寸		
右坪合式拾六坪式合九夕		
享保十五年戌十二月求		
名前越後屋万次郎		
室町冷泉町本店賣足シ		
一 衣櫻通堅大恩寺南半町東側	式軒役 壱ヶ所	
表口 四間壹尺式寸		
裏行 拾三間五尺九寸		
代銀七貫目		
享保九辰年十月晦日求		
名前越後屋八郎右衛門		
壳主北臨		
一 衣櫻通堅大恩寺町南半町東側	式軒役 壱ヶ所	
表口 七間五尺八寸		
裏行 拾五間五尺		
三軒役 壱ヶ所		
壳主金屋		
但地尻辰巳ノ方ニ而、東西八間四尺式寸、南北壹尺五		

寸、南ノ方へ出張地有之候、別紙絵図有り

代銀拾三貫目

享保七年寅十月七日求

名前越後屋八郎右衛門

又壳券之外ニ

銀拾貫目為樽代相渡

又名代勸為祝義

銀三拾枚差出ス

右一ヶ所

代銀アシタシ三拾壹貫貰百九拾目也

内銀式拾八貫六百目 元方出シ切致、本店へ渡

〔元自書込也
宝曆十辰七月〕

同町手前家続ノ西隣日野や五兵衛家屋敷

と振替申ニ付此所消ス」

二条通油小路西入ル町南側 八郎右衛門二条ノ方貰足し家屋敷

表口 式間半七寸
裏行 拾四間四尺 壱ヶ所

代銀式貫百目

享保十八年丑八月求

名前越後屋忠右衛門

高台寺北門前齊尾町北側西角

下河原屋敷壹ヶ所代
地屋敷壹ヶ所代

表口 五間六尺 地尻 六間壹尺四寸

裏行 東二而八間三尺六寸

西二而八間四尺弐寸

右坪数合五拾武坪壹合九夕五才

壹坪代銀拾匁ツ、

代銀五百式拾壹匁九分五リ

享保十八年丑八月求

改延享五辰九月

名前越後屋仁右衛門

改名前越後屋仁右衛門

二条通油小路西入ル町 八郎右衛門二条ノ方東隣貰足地屋敷

表口 壱間式尺三寸

裏行 三間

代銀三百目

享保十八年丑十一月求

名前越後屋儀右衛門

六角通新町西入ル六角町

代銀四貫六百目

表口 三間半

裏行 拾六間六尺

但裏辰巳ノ方ニ而出張地有之、別紙ニ繪図有り

享保十六亥七月求

中立壳通小川南東角

代銀拾壹貫目

但壳券直段八貫目ト有之候へ共、掛り物打込、何かなし拾

壹貫目ニ相求申候事

表口 拾壹間式尺五寸八步

但地尻ニ而八拾壹間四尺五寸

裏行 西方ニ而式拾間壹尺五寸

東方ニ而武拾間九寸

内地尻ニ而東西ハ表口之通
南北五尺通八咫路次也

南北 八間半 式貫目相渡、掛り物之綾ニ而如此
代銀五貫目

寛保式年戌十二月廿四日求

名前越後屋八郎次郎

家原北隣
一西洞院竹屋町上ル田中町西側 家原治兵衛門
〔余白書込〕「宝曆十一年巳五月岩城清右衛門へ代銀シエベニ壳渡ス」

壳主菱屋九郎兵衛
壳ヶ所

元文元年辰十一月

但古券請取置

一新町通六角下ル町西側 但八郎右衛門様南隣買足家屋敷

代銀拾貫目 壱軒役壱ヶ所代

表口 三間五尺七寸

裏行 武拾七間三尺四十式步

但土藏四ヶ所

享保十七年子正月十二日求

名前三井三郎介
一新町通六角下ル町西側壱軒役家屋敷 壱ヶ所

代銀五貫目

但八郎右衛門南隣買足也

表口 三間壹尺四寸

裏行 武拾七間三尺四寸式分

但地尻未申ノ方ニ而 東西式間式尺四寸四分

南北式間式尺四寸五分欠地有之

享保十七年子正月十二日求

名前越後屋市兵衛

一堀川通二条下ル町地屋敷
壳主松永昌助 八郎次郎居宅地尻買足也

東西 九間

但壳券高八三貫目也、外ニ為樽代

寛保式年戌月廿四日求
外二樽代銀拾貫五百目渡ス

名前越後屋義右衛門

元八地尻買足也
一西洞院譲州寺町東側家屋敷

表口 拾間壹尺式寸

裏行 拾五間五尺四寸

但土藏壱ヶ所共

代銀七貫五百目

延享元年子極月立壳貰二立

名前越後屋勘介

一表口 式間五尺
裏行 式拾間五尺 壱ヶ所

代銀六貫五百目

八郎兵衛南隣買足シ、此度元方引請ニ成
一油小路通大黒屋町西側地屋敷

壹ヶ所

表口 五間三尺壹寸七分

但地尻ニテ幅五間式尺四寸五分

元禄八年乙亥三月十八日

名前次郎右衛門

裏行 武拾壳間三尺六寸五分 但式軒役

一本鞆町北側

家守重右衛門

代古銀三貫目

但武割半増七百五拾匁八郎兵衛様渡

一表口 式間

壹ヶ所

享保七年寅六月三日求

名前三井宗八
壳主日野や三郎介

外二裏西ノ方東西式間、南北三間半、一小間入地有

名前八郎右衛門

京武番之口前ニ有

代金六拾両

元禄十六歳癸未三月十一日

家守重右衛門

右一ヶ所者吳服店持分 但地尻也

宿質右百両ノ内

一高麗橋三丁目北側中橋筋角

名前八郎右衛門

(口取紙)
〔大坂〕

一表口 九間半三寸五分

壹ヶ所

宝永七年寅正月改

裏行 町並 裏幅 八間五尺九寸

家守重右衛門

一高麗橋庚丁目南側

代銀三拾八貫目

名前八郎右衛門

宝永三歳丙戌十二月九日

家守重右衛門

一表口 六間半三尺武寸
裏行 式拾間五尺

壹ヶ所

代銀武拾三貫目

一ヶ年宿質金五拾両
(付箋)〔三十貫八目〕
〔為取替之内則マシチノニ而在〕

家守重右衛門

元禄三年庚午八月七日

名前次郎右衛門

(付箋)

大元方「家有帳」（今井）

		合 金六拾両
		銀六拾七貫五百目
		一平野町筋善左衛門町屋敷 〔余白書込み〕 「享保八年卯六月、代新銀セシセバサ舟」ニノ田牧藤兵衛へ 壳渡ス」
	表口 九間	表口 拾五間
	裏行 弐拾間	裏行 弐拾間
	代銀七拾五貫目	代銀三拾壹貫六百式拾五匁
	正徳四年甲午五月朔日	享保六年丑五月求
	一高麗橋毫町目北側 表口 六間半壹尺六寸 〔付箋〕裏行 西四間ハ式拾間半三寸	名前次郎右衛門 一粧町北側 表口 拾九間 裏行 拾四間 〔付箋〕裏行 拾四間 代銀五拾四貫目 外ニ金三拾匁樽代 正徳四年午三月求 但午ノ秋タ目録有物三立 〔付箋〕いせ方 此口と見テ エシチバサ舟」 高 金六拾両 銀百九拾六貫五百目 但新金ニノ三拾両
	名前庄之助	名前八郎右衛門 〔付箋〕江戸堀武町目南側 表口 拾五間 裏行 弐拾間
	新銀百四貫七百五拾目 五七月十四日勘定二入 大坂呂服店買足シ地屋敷之覚 舟橋屋庄右衛門より賣 表口 十間半壹尺九寸 裏行 式拾間五尺 但三軒役	〔付箋〕内西之方ニ而 〔余白書込み〕此内西之方ニ而 「文政十年亥二月壳払 委細寄会帳記ス」 右式口合壹ヶ所也 勘合新金三拾両 新銀百四貫七百五拾目 五七月十四日勘定二入 大坂呂服店買足シ地屋敷之覚 舟橋屋庄右衛門より賣 表口 十間半壹尺九寸 裏行 式拾間五尺 但三軒役

裏幅 九間半四寸

代銀三拾貫目

享保九甲辰十一月求

右ノ内

表口 六間毫尺六寸

裏行 式拾間五尺

裏幅 五間半式寸五分

代銀式拾貫目

如此大塚屋智光へ振替ニ渡ス

引残り

表口 四間半三寸

裏行 式拾間五尺

裏幅 四間毫寸五分

代銀拾貫目

此方屋敷也

余白書き込み
「此地屋敷毫ヶ所、寛保元年酉秋代文銀シセメサ舟ニ二して福
田久右衛門へ売払、代銀請取、則酉秋日録入」

田久右衛門へ売払、代銀請取、則酉秋日録入

一高麗橋毫町目南側

舟橋屋四郎右衛門より買
毫ヶ所

表口 式間半毫尺五寸

裏行 式拾間五尺

但毫軒役

代銀七貫五百目

享保九甲辰十一月十五日求

名前橋井利兵衛

一高麗橋毫町目南側

大塚屋智光より買
毫ヶ所

表口 六間毫尺六寸

裏行 式拾間五尺

代銀式拾貫目

享保九甲辰十二月求

但右此屋敷壳券ハ拾五メタト有之候得共、屋敷振替ニ致、
両方より壳券状取遣り致候ニ付、歩一ノ訳ニ而壳券下直ニ致

させ申候事

右之通呉服店買足シ也

壳主加賀屋のふ
毫ヶ所

一平野町屋敷

代銀百式拾貫目

享保十三年申八月求

但平野町毫町目橋詰西北角ノ浜

表口 拾間六尺式寸

裏行 拾七間八寸

但毫軒役

同北側

表口 拾間

裏行 式拾間半

但毫軒役

右三ヶ所毫屋敷也

表口 四間半

裏行 式拾間半

但毫軒役

但壳券直段百拾貫目候得共、実八百式拾貫目也、掛り物之

綾二而如此

〔付箋〕
「為取替之内則舟セシメハ也」

一桿木町

壳主家原
壳ヶ所

代銀拾五貫五百目

享保十六年亥春求
表口 七間七寸式分 但老軒役

名前大和屋治兵衛
改清藏

〔付箋〕

〔付箋〕
「為取替内此直段也」

壳主川崎屋彦兵衛
壳ヶ所

一高麗橋壳町目南側

文銀也代銀六拾貫目 外三樽代銀拾壹貫五百目渡ス

元文式丁巳十二月求

表口 拾三間 但武間役、土藏壳ヶ所

名前越後屋久右衛門

裏行

東拾間口八式十間半式尺七寸五分

西三間口八式拾間半壳尺七寸五分

但裏幅拾四間壳尺五十寸

東八八百屋町大道

代銀三拾三貫五百目
享保十六年亥春求
表口 七間五尺五寸 但老軒役
裏行 三拾壳間半

名前大和屋治兵衛
改清藏

一斎藤町 壳主伊丹中ノ町升屋九郎左衛門
壳ヶ所

文銀也代銀百五拾三貫目

元文式年丁巳八月廿一日求

壳役 一表口 七間半三寸

裏行 式拾間半

名前八郎右衛門

式役 一表口 三拾三間 裏行 式拾間
壳役 一表口 拾間五尺四寸 裏行 三拾六間四尺六寸
裏幅 式間壹尺式寸

合三ヶ所内壳ヶ所ハ地尻屋敷 但綾圖之表

東八横町、西八町境横町也

〔付箋〕

〔付箋〕
「為取替内此直段也」

壳主川崎屋彦兵衛
壳ヶ所

一高麗橋壳町目南側

文銀也代銀六拾貫目 外三樽代銀拾壹貫五百目渡ス

元文式丁巳十二月求

表口 拾三間 但武間役、土藏壳ヶ所

名前越後屋久右衛門

裏行

東拾間口八式十間半式尺七寸五分

西三間口八式拾間半壳尺七寸五分

但裏幅拾四間壳尺五十寸

東八八百屋町大道

代銀四拾四貫三百目

表口 拾間

但老軒役

壳ヶ所

一大坂備後町五町目家屋敷
大坂居宅成

裏行 式拾間 役式つ

元文式年丁巳八月廿一日求

壳役 一表口 七間半三寸

裏行 式拾間半

名前八郎右衛門

家守八木太右衛門

一玉水町家屋鋪 売主錢屋忠兵衛
壇四町目家屋敷 売主赤穂屋次郎右衛門

一京町壇四町目家屋敷 売主赤穂屋次郎右衛門

両替店流レ込元方へ請道ス

壳主赤穂屋次郎右衛門

代銀六拾貫目

表口 式拾武間式尺

裏行 平均拾四間 但壱軒役

土藏式ヶ所

(付箋)

但西ハ白子町境

(付箋) 南ハ白子裏町ノ境

東ハ大道也

延享元年子五月求

(付箋) 「いせ方為取替之内」

此二口合エシマハ力舟チシハ

(七十三貫六百八十自)

一玉水町家屋鋪浜屋敷也 売主中津屋喜兵衛

代銀拾三貫六百八拾目

表口 四間四尺 但壱軒役

裏行 東西平均七間

但西ハ白子町境

東ハ大道也

延享元年子五月求

右式ヶ所壱屋鋪也

名前大和屋 売主泉屋光月

代銀百六拾貫目

表口 三拾四間 但五軒役

裏行 式拾間

右沽券なし、屋敷絵図有、京両替店証文有

寛延式己巳年正月請込

(付箋) 「いせ方斯之通」

高麗橋一町目北側 売主泉屋光月

代銀七拾貫目

表口 九間七寸 但壱軒役

裏行 式拾間式尺 但裏幅八間式尺式寸

宝曆四甲戌年十二月求

名前源右衛門

右家屋敷間数之内半分通り仕切、宝曆六年子六月同町南側香

具屋伝右衛門居屋敷と振替申二付、代銀指引左之通

右之内

表口 四間半三寸五分 但半役

裏行 廿間式尺 但半役

裏幅四間壱尺壱寸

代銀廿五貫目ニ香具屋伝右衛門江壳渡ス

又銀拾貫目 此度出シ切ニ成

但残り屋敷代銀有物高直ニ相成申ニ付如此

宝曆六年子五月七日求

名前源右衛門

表口 四間半三寸五分 但半役
裏行 廿間式尺

大坂武番之口前ニ有

裏幅四間毫尺毫寸

代銀三拾五貫目 家代有物ニ立ル

一 同町南側 壱主香具や伝右衛門
表口 三間 壱ヶ所

代銀三拾五貫目

壳主香具や伝右衛門

裏行 廿間半毫尺七寸五分 但毫軒役

宝曆六年子六月相求

名前源右衛門

此外右振替屋敷懸りもの惣高(二十貫百五十六匁七分)

(三十貫百五十六匁七分)シテ舟サシカエ入此度出し切ニ成

直打銀五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一 松坂紺屋町屋鋪(余白書込)「享保式年酉八月代金百両ニ壳払

一 新鞆町 壱主助松屋三郎太郎
表口 拾四間七分五厘

代銀五拾五貫目 但三軒役

同 年 極月勘定二入」

直打銀五貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一 松坂新座町下屋敷(余白書込)「但店仕舞候節大分之不足銀

直打銀拾式貫目 正徳四年正月惣勘定ノ時
一 山田下中江店(余白書込)「但店仕舞候節大分之不足銀
表口 六間 壱ヶ所
裏行 拾毫間 ゆへ、此家壳立残銀宗助方
へ勘定相済ス」

壳主三井猪之介
壹ヶ所

一 松坂魚町

表口 四間式尺

裏行 式拾式間半

代金六拾兩 外ニ金四拾兩願ニ付合力遣

金三両 分一

土蔵三ヶ所

裏巾拾七間式寸

西式間式寸九寸口八十七間六寸

〔口取紙〕
「伊勢」

享保十七年子十二月求

名前八郎右衛門

一松坂本町西側家屋敷

壳主三井助三郎
壳ヶ所

表 八間半

裏行 町並

代金百両

寛保弐年戊五月求

名前三井八郎右衛門

三井則右衛門

一本町西側
松坂元亭屋鋪隣屋敷 壳主須賀屋九郎左衛門
壳ヶ所

表口 五間

裏行 町並 土蔵武ヶ所

名前三井八郎右衛門

代金五拾両
延享三年寅五月求

〔表裏紙
大元方〕